

## 高氏延和殿宣諭

——宋蔡確「車蓋亭」案の一側面——

熊 本 崇

序にかえて

元祐四年（一〇八九）二月二十八日（乙巳）元宰相蔡確は、觀文殿學士を授與された。同元年閏二月の宰相辭任に際し同大學士を得はしたが、翌年二月弟碩の不祥事に連坐し、これを剥奪された。翌年の一期檢舉に伴ない發令された觀文殿學士は見送られ、四年に至りようやく職の獲得が實現した。確の學士獲得は政治的失權者における、名譽回復にはかなるまい。この時點での確は差遣こそ鄧州に過ぎないが少なくとも官界の一部は、その相位への復歸を警戒した。執政官（中書侍郎）劉摯の三月十一日（甲申）上奏が、それである。學士授與を以て復權した確が失脚する、端緒となったのが、「車蓋亭詩」である。知漢陽軍吳處厚による確「詩」告發は、四月五日朝廷に到達した。翌五月十二日分司南京、同十八日新州安置發令の二度に渉る處分を以て、確の政治生命は斷られた。爾後舊法・新法兩黨の對立は、終に非和解に至つたとされる。

宣仁太皇太后高氏の五月二十二日延和殿宣諭は一面では、「車蓋亭詩」事件の收束宣言と位置づけ得る。ただ宣諭をめぐる検討の過程で該事件をめぐる、いくつかの不審が浮上する。第一に少なくとも『續資治通鑑長編——以下長編——』所載の限りでは、處厚告發自體もさることながら告發後の諫官劾奏における、確の主要訴因が、ほぼ一貫して「詩」における高氏誣謗でありながら、宣諭では「詩」よりむしろ、劾奏には見出し難い確の哲宗「定策」僭稱が、重大視される點である。第二に五月初とみなすべき高

氏「御寶批」が、送付された元豊八年春季『門下省時政記』を、「得其實」としている点である。該『時政記』は恰かも確が哲宗立太子進擬に、關預した如くに述べている。「御寶批」で確の關預を「得其實」とした高氏が宣諭では一轉して、關預——確「定策」——を一切否定している。五月初に御史臺構成員がなべて更迭されるまで確糾弾は、専ら諫官によつてなされたが、そのうちの二名吳安詩・梁燾の就任が四月五日直前とみなし得る點も、第三に數えるべきであろう。<sup>1)</sup> 高氏宣諭から得られるこれらを手掛かりに小稿は、「車蓋亭詩」事件の本質を照射すべく試みる。

## I、五月二十二日高氏宣諭

『長編』元祐四年五月十八日（丁亥）條は、まず蔡確に對する第二次處分、責授英州別駕・新州安置を傳え、次いで王巖叟所撰の確謫詞を載せたあと、「他日太皇太后御延和殿」以下に、三省・樞密院に對する高氏の宣諭——および宰執の奏對——を著録する。李燾注所引の『哲宗實錄（舊錄）』蔡確傳「辨誣」<sup>2)</sup>は、秘書省國史案の「太皇太后御崇政殿（延和殿？）宣諭三省貶確事七百十三字」<sup>3)</sup>は「甚だ詳」であるといひ、「其の間に云う」以下にその内容を要約する。次いで「兼ねて當日『三省時政記』已に此くの如く修定進呈す、豈に外人敢て此くの如く妄説するを容さんや」といひ、「此の事」は「元祐四年五月丁亥蔡確責授英州別駕新州安置の事の下に修入」した、「此れ」を詳らかにすれば前項『舊錄』確傳の所載は、顯らかに誣謗であるから、四百六十二字を刪去したとする。四百六十餘字とは『舊錄』確傳の「（元豊）六年秋」から「（神宗）三顧首肯」に至るまで、確「定策」を傳えた部分である。五月丁亥はいふまでもなく、『哲宗實錄（新錄）』のそれである。『舊錄』確傳からは少なくとも四百六十餘字が、削除された一方で、『新錄』五月丁亥條には、七百十餘字ないしはこれにちかい字數の、「此の事」「此れ」が「修入」された。『長編』は『新錄』を踏襲したであろう。ただし李燾は敢えて「他日云云」といひ、その注にも『新錄』は即ち十八日に於て此れを載するも當に他日に在るべきなり」というように、高氏の宣諭を十八日とはみなしていない。後にみる范祖禹の發言に「安燾自五月二十二日親聞聖諭云云」とあるように、高氏宣諭は二十二日のことではなければならぬ（『長編』卷四二七／一二一四、同

『長編』「他日」以下からする限り高氏は、三省のみならず樞密院にも宣諭しているから、確傳「辨誣」の所謂「宣諭三省」は、必ずしも正確ではない。「辨誣」「其の間に云う」以下には、對三省のみならず樞密院への宣諭も、有る。所謂「宣諭」「七百十三字」は「當日『三省時政記』」以外に、「當日」『樞密院時政記』にも、據ったやに思われる。かかる若干の問題は有るにせよ、『辨誣』の、高氏「宣諭」を『新録』元祐四年五月に「修入」したという所論から推せば、大觀新法黨の編纂に係る『舊録』は、これを著録しなかつたとみなして、誤り有るまい。<sup>4)</sup>

李燾に據れば、元祐四年五月二十二日の延和殿における高氏宣諭と、宰執の奏對は、ほぼ以下の如くである。

〈對三省〉宣諭 a 「確處分に對する外議の反應は如何（前日責授蔡確外議如何）」（首相）呂大防等奏「確積惡已久、今來罪狀尤不堪須合如此施行、唯是確之朋黨心有不樂者」 b 「確の罪過は多いが神宗の舊相であり辭意も表わした故に、然るべく禮遇し外在に徙した（確罪前後不一、昨終以先朝舊相因其自請備朝廷禮數令其外任）」 c 「然るに怨望を懷きみだり自に定策大功有りと謂い、他日復歸して事端を妄説し哲宗を眩惑し地位を確保せんことを期した（輒懷怨謀自謂有定策大功、意欲他日復來妄説事端眩惑皇帝以爲身謀）」 d 「哲宗は神宗の長子である以上子として父の業を繼ぐのは分の當然である（皇帝自神宗長子、子繼父業其分當然）」 e 「神宗病臥の時宰執の奏對に際し吾は哲宗所寫の佛經を以て宣示した（昨神宗服藥既久曾因宰執等對時、吾嘗以皇帝所寫佛經宣示）」 f 「其の時宰執のうちただ首相王珪だけが『哲宗は皇太子と爲すべきである』と上奏し、餘人はなんの發言も無かつた（其時衆中止是首相王珪因奏延安郡王當爲皇太子、餘人無語）」 g 「當時同知樞密院事の）安燾がその時目撃している、蔡確に如何なる策立の功が有ろうか（安燾於時見、確有何策立功勞）」 h 「もし確が他日復歸し上下を定策の功有りと欺罔すれば必然朝廷の害と爲り、きつと哲宗はこの人を制御できない（若是確他日復來期罔上下豈不爲朝廷之害、恐皇帝制御此人不得）」 i 「だからこそ姦邪の怨み避けずその「詩」を利用してこのように處分した、専ら社稷の爲である（所以不避姦邪之怨因其自敗如此行遣、蓋爲社稷也）」大防等奏「昨看建儲一事、當時衆臣僚簽書所批聖旨、月日次序事理甚備、文字盡在中書、兼已關實錄院編記分明、小人乃欲變亂事實輒生姦謀、以圖異日邀倖之利、今來又非朝廷尋事行遣、自是確怨憤不遜譏訕君親、公議所不容、臺諫至二十餘章陛下方方施行、

命下之日咸知朝廷有典刑也」

〔三省退、樞密院奏事已〕(三省は退き、樞密院は——一般案件を——奏事しおわった)〔知樞密院事〕安燾奏「確狂悖謗訕上煩朝廷行遣、今中外皆以爲允、不必更煩聖慮」(簽書樞密院事)趙瞻亦奏「蔡確姦邪謗訕罪不容誅、乃至上煩聖慮、今來竄謫中外無慰愜」(對樞密院)宣諭「神宗危篤の際病床を(福寧殿東閣の)西間に遷し、宦者張茂則に簾を東間に設置させた、この時哲宗と吾と神宗皇后向氏、哲宗生母朱氏および六宮の近侍はなべて簾下に在った、宰執王珪以下は簾前に對し吾の同聽政を要請し、吾は辭退したが、茂則が國家社稷の重大事であると奏したためこれを許諾した(向先帝大漸遷修殿之西間、使張茂則設簾於東間、當時今皇帝與吾及皇太后・皇太妃及六宮近侍並在簾下、執政王珪已下對於前請吾同聽政、尋即辭、茂則奏乞且爲國家社稷事大)〔この時珪は宰執の班首に居り進み稱した』去年神宗が哲宗を侍宴させ羣臣が皆なこれを見てから今に至るまで哲宗はさらに成長されたであろう、おめにかかりたい』次日哲宗は珪等に出見した(是時珪居班首、進稱『昨自去年上令皇子侍宴羣臣皆見之、至今必更長立、乞再瞻睹』次日皇帝出見珪等)〔e〕「神宗病臥の時平癒を祈念し哲宗が親寫した經一卷が有り、吾はこれを出示した(兼有爲先帝服藥親寫經一卷、因出示之)〔g〕「この時安燾はそこに在り本末を備見した(時安燾在彼備見本末)〔d〕「まして哲宗は神宗の長子でありその繼承は從來の常事である、誰に異論が有ったろう(況皇帝爲先帝長子、嗣位乃從來常事、孰有間言)〔f〕「蔡確は班の下に在った、どうして確だけが定策の功を擅有し得よう(蔡確班在珪下、何以獨更有定策功耶)〔h〕「此の人を他日若し復歸させれば、哲宗は年少でありどうして他を制し得よう(此人他時若令再來、皇帝年少如何制他)〔安燾對「當時惟首相王珪一人進對、太皇太后遂泣下開許、便批聖語、其餘執政更何曾有言、況前年上宣皇子使見羣臣、足知先帝之意素定也(あの時はただ首相王珪だけが進み出て權同聽政を要請し、太皇太后は泣下されながらも許諾されたので、便ちに聖語を記録した、珪以外の宰執に如何なる發言が有ったろうか、まして前年神宗は哲宗に命じて羣臣に見させた、神宗の哲宗を後繼とする意志の素定を知るに足る)〔

「奏事」終了後に宣諭が爲されている、樞密院の場合からして、三省の場合も、宣諭に先行して一般案件に關わる奏事が、有ったであろう。これも『長編』にはみえないが、安燾の「確狂悖謗訕云云」、趙瞻の「蔡確姦邪謗訕云云」という發言から推して、

樞密院に對しても三省と同様に、まず a 「外議如何」に類した宣論が有ったと、考えられる。對三省宣論 b・c に類似したそれが、省略されたが、燾・瞻の應答に續いたとみなす餘地も、あるいは有る。

「定策の功」を僭稱して蔡確が復歸した場合、哲宗はこれを「制御」し得ないという危機意識は、h・h' にみる通り、反覆表明されている。h 「皇帝年少」からすればかかる危機は、將來の遷政（哲宗親政）を俟たず、近日中にも生起し得ると、高氏はみなされた。哲宗が確を「制御」し得ない事態とは、羣臣が「定策の功」を以て「欺罔」され、「定策」を認めぬ哲宗が孤立するそれでは、必ずしもあるまい。對三省宣論 c は「定策」を僭稱する確が、哲宗を「眩惑」する惧れが有ったとしている。危機とは、「定策の功」を媒介として哲宗と確とが接近するそれであり、兩者の接近は必然、哲宗と高氏との離間を結果する。對三省宣論 i における「行遣」、確に對する分司南京これに次ぐ新州安置の責授は、かかる危機を事前に解消すべく、採られた措置であろう。i の所謂「行自敗」は、「車蓋亭詩」と呉處厚によるその告發以外では、あり得まい。然りとすれば「詩」と告發自體はあくまでも、確處分の契機でこそあれ、主因ではない。

『哲宗實錄（舊録）』蔡確傳「辨誣」は、『舊録』の「確終に坐黜せらる、而るに梁燾等猶論じて已ます遂くて確を責して英州別駕・新州安置たらしむ、〈中略〉天下之を冤とせざる莫し」につき、「『確終に坐黜せらる』とは是れ呉處厚繳詩の事、『梁燾等猶論じて已ます』とは是れ受遣と自稱するの事、若し一説と爲せば後世をして曉る可からざらしむ、又た皆な誣謗の言なり」として、『舊録』確傳「確終」から「冤之」に至る八十二字を、刪去している。「辨誣」に據れば、確が極刑ともいふべき新州安置に處されたのは、「車蓋亭詩」による「謗訕」の故ではなく、あくまでも「定策の功」を僭稱し、これを梁燾等が——分司南京發令以後も——追究し續けたからにはかならない。『長編』元祐四年五月二十八日（丁酉）條には、諫官梁燾の上奏を載せ、同條李燾注は張舜民所撰の、梁燾「行狀」を引く。「行狀」には、「燾嘗て面奏す『蔡確險讖凶狡、〈中略〉姦謀を鼓唱し天の功を貪り以て己が力と爲す、今の作詩謗訕は罪の小なる者なり云云』とみえ、故に臣前日面奏して謂う、確懷姦包藏す、其の詩什は輕爲り」ともみえる。李燾は、「行狀」所引と同日條所載梁燾上奏（此疏）との類似を認めながらも、「但だ『蔡確作詩謗訕罪小』と説うは則ち疏に此の語無し」と、若干の疑義を呈している。だが「行狀」を信するならば、呉處厚告發以後一貫して、劉安世等とともに「車蓋亭詩」の「謗訕」を

糾弾した梁燾にして、「定策」僭稱に比べ「謗訕」の罪を、「小」であるとした事實は看過し難い。因みに李燾は「此疏」——二十八日條所載梁燾上奏——の月日を特定してはいないが、該「疏」は、冒頭に高氏が哲宗を「親立」したとし、次いで確は高氏垂簾直後から「定策」を僭稱したが、「清議」はこれを認めなかつた等と述べた後、垂簾開始後五年（元祐四年）にして、「忠臣義士は其の憤りに勝えず建言して其の事を深治し其の罪を明正し以て太皇陛下の功德を明らかにせんことを乞うたという。恰かも確糾弾の主題は本来、僭稱故の確斷罪と、高氏「功德」の闡明に、在った如くである（『長編』卷三五二／五、同卷四二八／一―三）。すでにみたように、「車蓋亭詩」告發以前劉摯は確「定策」僭稱の危険性を、指摘している。だが告發以後の如何なる時點で「定策」が、諫官等における訴因として浮上したかは、明らかではない。例えば李燾が五月十八日（丙戌）に繋ける梁燾上奏には、「竊かにえらく確怨望謗讟包藏禍心云云」という。同月十二日の確第一次處分（分司南京）を「責輕」とみなした故の上奏であるが、分司南京發令の際の王巖叟所撰の責詞にはすでに、「先帝子に與う、何ぞ定策の功と云うや、太母孫を立つ、乃るに天の功を貪り云云」といい、明らかに「定策」僭稱を、處分理由としているにも拘わらず、梁燾は依然「謗讟（謗訕）」を確の主要な罪としている。従つて「坐黜」——分司南京責授——以後の「梁燾等猶お論じて已まず」とは、専ら「定策」僭稱の糾弾であるとする、『舊録』確傳「辨誣」の所論は、必ずしも正確ではない。また分司南京發令後簾前に於て宰執が確の「再責」を議した際、これを非とする次相范純仁は、「語言文字の間曖昧不明の過を以て大臣を誅竄す可からず」と主張している。十二日責詞以後にもやはり、確の問われた主たる罪が、「車蓋亭詩」であるとの認識が示されている。『長編』にみる限り、「車蓋亭詩」告發以後「定策」僭稱を確の罪に數える、最も早い事例は、分司南京の責詞であり、同月十八日新州安置の責詞——同じく巖叟の所撰に係る——が、これに次ぐ、「陰かに腹心の黨を遣わしみだり自に社稷の臣と稱し、衆人を欺惑し後福を邀圖す」がそれである。前者における「曾て反思せず尚お茲に怨みを歸し指斥に形わし歌謠に播在す、深意を託して以て厚誣し禍心を包み而して測る莫からしむ」、後者の先引に續く「尚お神奪の鑑に頼り天其の衷を誘い不道の言を以て縁情の作に發せしむ、險意潜かに羣聽を驚かし醜詞明らかに慈闈を詆る」からすれば、「兩責詞とも僭稱のみならず謗訕の罪も、併記している。ただ前者に比べれば後者における謗訕は、それ自體の犯罪性よりむしろ、確處斷の端緒として位置づけられている如くである。「定策」僭稱が胚胎する危険に鑑み「其の自敗（車蓋亭詩）に

因り此くの如く行遣」したとする、高氏宣諭iとの符合を、見出し得るであろう。諫官等よりする「定策」僭稱の糾弾、これをめぐる宰執の議論が一切無いままに、僭稱を主要な罪とみなした確處斷の意志が、一方的に責詞に表わされたとさえ印象される。

ただ確の新州安置責授以前、諫官の僭稱糾弾等が無かったとは、速断しかねる。李燾は『哲宗實錄（舊録）』につき、「確の事を載せるや極めて不詳」とする一方で、『新録』にも厳しい評價を下す。具載する價値の無い確の「分析（辨明）」を、『舊録』が具載するのは當然としても、『新録』もこれを踏襲したという批判に續く、「當時臺諫彈劾及び宰執議論却て都て泯没すること少なからず、概見して『新録』疏略に非ずと謂うは可ならんや」との指摘が、それである。『新録』が「泯没」した「臺諫彈劾及び宰執議論」の中に、五月十八日以前の僭稱をめぐるそれが、有ったともみなし得る（『長編』卷四二七／六、同卷四二七／一、同卷四二七／九、同卷四二七／一二、同卷四二八／五、『宋大詔令集』卷二〇六「蔡確責授左中散大夫守光祿卿分司南京制」、「蔡確責英州別駕新州安置制」）。

## II、宣諭（i）——權同聽政——

高氏宣諭のうち a・b・c および h・h'・i は、元祐四年五月における蔡確處分についての所信表明であるのに對し、爾餘のそれは、元豐八年二三月の交における、哲宗立太子、高氏權同聽政兩件をめぐる、證言である。

李燾所引の「呂大防實錄院奏請批付事」は、『元豐八年春季門下省時政記』における二月二十九日（癸巳）三月一日（甲午）兩條を引く。兩條の記載は、高氏宣諭 e・e'・f・j・k にはば一致する。その概略は以下の如くである

（二月二十九日）①三省・樞密院は聖體を入問した、②「去冬『皇子延安郡王（哲宗）は來春出閣させる』と聖旨が有った、早かに東宮を建てるべきである」と面奏した、③三たび奏し、神宗は三顧し首肯するのみであった、④又「皇太后（高氏）に權同聽政させ、陛下康復の日に舊に依るべし」と奏した、⑤神宗は亦た顧視肯首した、⑥班を福寧殿東閣の東間に移し、簾を隔てて高氏に前の如く奏した、⑦高氏は辭避したが、近侍が「且らく社稷を以て念と爲せ宜しく固辭すべからず」と奏し、再三に至って泣き

ながらも許諾した。

〔三月一日〕⑧三省・樞密院は聖體を入問した、⑨高氏は垂簾し、哲宗は簾外に立ち首相王珪等と相見した、⑩高氏は珪等に「哲宗は極めて精俊好學であり已に七卷の『論語』を誦し略として好弄しない、神宗が病臥して自り佛經三卷を手寫し祈福している」と宣諭し、所寫の經三卷を出し珪等に示した。⑪文武百官は文德殿に赴き、立太子の制が宣せられるのを聞いた。

元祐四年の高氏對樞密院宣諭 j・k と、『門下省時政記』⑦⑨の間に於ける詳略の相違は、明らかである。宣諭 j と k — の「次日（三月一日）」以前「乞再瞻睹」まで——は、該『時政記』よりむしろ、李燾所引の『神宗實錄（元祐本、墨本）』の一節に、より近い。「移班東間、皇子及皇太后・皇后・朱德妃皆在簾下、珪等奏請『皇太后權同聽政』皇太后辭避、張茂則言『皇太后且爲國家社稷事大、不宜固辭』珪等請至于再三、皇太后泣許、珪進言『自去歲上令皇子侍燕羣臣皆嘗見之、今必更長立、乞再瞻睹』がそれであり、李燾の語であろう「此皆所批事實」六字が、これに續く。『元祐本』のこの一節には高氏の意志が、直接反映している。『神宗實錄』編纂の責任者（提舉）呂大防は、元祐四年五月某日、『時政記』元豐八年二月二十九日、三月一日兩條を具録して高氏に送り、「未盡事節」につき「檢會降下」を乞うた。これに對する高氏の「御寶批」は、『時政記』を概ね妥當（得其實）としながら、「所批事實」を添入せよと指示した。「惟だ初め神宗の旨を得て皇太后の權同聽政を奏するの一事所記未盡あり、亦た恐らくは當日の事禁中に于て隔簾したれば外臣悉くは知るを得ず、今皇太后字下に於て所批事實を添入せよ、近侍は乃ち張茂則なり」がそれである。當該の一節は『紹聖本』では削除されたが、『紹興本』では復活している。『長編』二月二十九日條も、冒頭にこれを採用している（『長編』卷三五二／一〜二、同卷三五二／六〜七）。

高氏「御寶批」と五月二十二日宣諭との前後關係については、嚴密を期し難い。だが延和殿奏事という公的な場において、大臣——ひとまず樞密院のそれに限定するにせよ——に宣諭した張茂則の名を、あらためて「御寶批」が大防に通達するのは、不自然である。「御寶批」が宣諭に先行し、宣諭は「所批事實」の、發展型であるやに思われる。李燾所引呂大防上奏のその末尾には、「元祐四年五月日臣（大防）筭子七日押」とみえる。「七日」が五月のそれであるならば、大防上奏とこれに應えた「御寶批」は、同月のそれ以前である。



いずれにせよ同月中に「御寶批」と宣諭との両度に涉り、權同聽政の要請とその受諾をめぐる、高氏の見解が発信されている。これに對する高氏の執著は、覆うべくもない。元豐八年二月末時點での權同聽政は、ことばのうえではあくまでも、神宗平癒までに期間を限定された、神宗との同聽政ではある。だが實質的には、神宗に代わる最高權力の掌握にはかならず、三月五日神宗死後の、垂簾聽政に連續した。「御批」および宣諭jにおける論點の第一は、かかる權力掌握に對する、自身の消極性であろう。諫官范祖禹は、高氏は三省・樞密院大臣に宣諭して、「神宗寢疾のとき太皇太后勅從聽政し皇帝登極せしの事理の實を具知せしめ」たと、評している。權同聽政の許諾は周圍に強いられた結果、「勅從」であるという主張は、例えば自身を則天武氏に比擬する類いの謗訕を、意識したものにほかなるまい。「勅從」の過程を『門下省時政記』より具體化するために、『時政記』が單に「近侍」とするのに對し、「張茂則」の名が提示されている。第二は「勅從」の、證人の存在である。「所批事實」は、「隔簾」された「外臣」——宰執——が『時政記』には記録し得なかつた、「簾下」における哲宗・神宗皇后向氏・哲宗生母朱氏の存在を告げ、宣諭jはこれに「六宮近侍」を加える。權同聽政を高氏が「泣許」する以前に、「固辭」した事實の、最も有力な證人は、いうまでもなく張茂則である。「簾下」に在った哲宗以下は専ら、權同聽政要請とその許諾に至る過程にのみ、證人としての意義を認められたわけではあるまい。先引梁燾「行狀」に據れば、蔡確の謗訕の罪は僭稱のそれより、むしろ軽いとする梁燾に對し、高氏は、「當時次序官家盡く記す、太妃・宮嬪も皆な左右に在り」といった。高氏は「簾下」の哲宗以下を、確の「定策」を否定するうえで、證人であるともみなした。第三に「王珪」の強調である。『門下省時政記』に據る限り權同聽政を要請したのは、「入問聖體」した三省・樞密院である。これに對して「所批事實」は、「珪等」が權同聽政を奏請し、張茂則の高氏説得に續き、やはり「珪等」が再三請うたとする。宣諭jも、「執政王珪j下」が要請したという。しかも「所批事實」宣諭k兩者はともに、『門下省時政記』には無い王珪單獨の哲宗「再瞻睹」要請を、新たに加えている。かくて、少なくとも宣諭では哲宗立太子進擬の際、王珪ひとりが發言したとする、對三省宣諭fと相俟って、哲宗擁立における珪の積極姿勢延いては、珪以外の宰執、とりわけ蔡確における無爲が印象づけられる。哲宗「再瞻睹」の要請を提示することで高氏は、自身に對する疑惑の、解消をも期したのであろう。新法黨は、高氏が哲宗以外を神宗後繼に擬し、珪はこれに同調したと疑った。共犯と目された一方への容疑が解消されれば、他の一方もこれから免かれ得る。王珪の積極姿勢は、

確「定策」のみならずかかる兩者の容疑の場合にも、その反證であり得る。このように想定し得た高氏の意圖は當然、對三省宣諭 f にも、通底するであろう。

宣諭 (ii) —— 立太子進擬 ——

對三省宣諭 f における、王珪ひとりが哲宗の立太子を進擬したという「事實」によって、高氏は王珪に、「定策の功」を認めたわけではない。だが續く g に明らかなように、この「事實」はただちに、蔡確の「定策」を否定する根據とされた。ことばをかえれば元豊八年二月二十九日、福寧殿における立太子進擬の際の「無語」を以て、確の「定策」は否定された。

劉摯・梁燾等の「定策」僭稱に對する糾弾は、史料に散見するが、蔡確自身のこれをめぐる發言は、元祐八年のその死去に至るまで、見出し得ない。果たして確が自から「定策」を主張したとして、具體的に如何なる自身の行爲をその根據としたか、必ずしも明らかではない。確「定策」を肯定する史料で、管見の限り最も詳しいひとつは、『哲宗實錄(舊錄)』蔡確傳「辨誣」が削除した、該確傳の四百六十二字であり、元豊八年二月二十九日までのその概略は、ほぼ以下の如くである。(1) 元豊六年秋確は神宗に、「長君」ではなく哲宗の繼承を「早定」するよう「顧託」された、(2) 同七年春哲宗が集英殿に侍宴した際、確は哲宗の來春出閣を奏請し、裁可された、(3) 同八年春神宗は病臥した、(4) 確は首相王珪に「建儲の意」を問うたが、珪は答えなかつた、(5) 確の母が禁中に入ると、欽聖憲肅皇后(哲宗生母朱氏)は、主兵官(殿前副都指揮使)燕達に哲宗を「輔立」させるよう、確に傳えさせた、(6) 朱氏はまた宦者閻守勲に、哲宗の繼承を「早定」するよう、確を督促させた。(7) 或るもの(邢恕?)は、この大事につき宰執と詢り「珪言わざれば則ち厥の罪を正せ」と、確に助言した、(8) 當時知樞密院事韓縝・同知院事安燾・中書侍郎張璪・尚書左丞李清臣は、兩端を持し沈黙していたので、確は獨り門下侍郎章惇と協力した。二月二十九日につき確傳はいう。「癸巳、輔臣(樞密院)南廳<sup>10)</sup>に聚まる、確珪に謂うも珪亦た語らず、確曰う『去春延安郡王侍宴し嘗て聖旨有り、來春出閣せしむ』と、議は已に定まる、言わざるは何ぞや』惇曰う『之を言うことはなれば則ち從う、しからざれば則ち公と偕に死せん』珪始めて曰う

『上子有り、何の議か之れ有らん』是の日日晡議定まる、(福寧殿神宗) 榻前に詣り奏して曰う『去冬旨を得たり、皇子延安郡王今春出閣せしむ』と、乞う立てて皇太子と爲し以て天下を係せよ』三たび奏し上三顧肯首す〔傍點引用者〕

確傳に據る限り、神宗榻前における「奏」、哲宗立太子の進擬に至るまでには、元豐六年秋以來の前史が有る。確は六年秋に「早定」の顧託を受け(1)、七年には哲宗立太子の前段階として、その出閣を上奏した(2)、哲宗生母朱氏が確母明氏を介して、燕達に「輔立」を要請させ(5)かつ、「早定」を督促した(6)のは、哲宗登極に重大な障害が有ると、信じた故である。障害とは哲宗以外の年長者——「長君(神宗次第顚)」——を、神宗後繼に擬す意志の存在であり、そもそも確に對する神宗の「早定」指示も、かかる意志を忌避し「長君」の登極を防遏すべく、爲された。かかる意志を知ればこそ、章惇以外の韓縝以下執政官は、「兩端」を持した(8)。王珪はこの意志に忠實であったが故に、「建儲」については沈黙を貫いたが(4)、南廳聚議において確はその合意を得、かくて始めて「奏」に至った。確傳四百六十二字は、このようにも要約し得る。

確傳「辨誣」が四百六十二字を「誣謗」と斷定し削除する根據は、すでにみたように、秘書省國史案の高氏宣諭七百十三字および、これに據つて修定された『三省時政記』である。だが『長編』所引の宣諭にみる限り高氏が、確「定策」を否定すべく提示し得た反證は、d・d'哲宗が神宗の長子であるというそれ以外は、時間的には元豐八年二三月の交、空間的には福寧殿における、自身一個の見聞に限定される。いうまでもなく立太子進擬をめぐる宣諭fも、その例に漏れない。福寧殿における僅か二日間の見聞が、元豐六年秋以降「奏」に至るまでの、確の動向を伝える四百餘字——確「定策」——をなべて、「誣謗」として却けさせる決定的な反證であり得るか、疑問とせざるを得ない。高氏宣諭以外に「辨誣」が、四百餘字を論破し得る根據を、提出し得ないのであれば、その論の脆弱は覆い難い。「辨誣」が重視したのは、高氏の見聞の證據能力よりはむしろ、「定策」論の再燃を封殺し得る宣諭の、權威でもあつたやにも思われる。

福寧殿の立太子進擬において王珪ひとりが発言した「事實」が、ただちに確が進擬に一切関わらなかつた事實を、意味するわけではない。進擬に先行して樞密院南廳における聚議が、實施されているからである。たとい確傳四百餘字の多くが、虚妄であつたとしても、聚議の實施ばかりは、それではない。李燾所引の、確の子懋の宣和(一一一九〜二五)筭子が、確傳より詳細に該聚議

について述べるほかに、同じく叢書引の韓宗武の『記』も、その父纘の動向を中心に、これについて傳えている。宗武の『記』は聚議を進擬の前日とするが、これに據れば、聚議開始後「就座之を久しく」しながら、宰執に發言者は無かったが、纘が「王珪を視」て、哲宗立太子につき「何の故に都て一言も無きや」と迫り、珪の合意「諸公の意は亦た珪の意なり、別に何の疑有らんや」を導き、進擬は確定したという。珪の消極姿勢については確傳と共通するが、『記』は、纘の協力者を張璪・章惇の兩名とし、確の具體的動向には全く言及しない。<sup>11)</sup> 確「定策」に同調しない纘・宗武の證言である故に、聚議の実施自體は、信じられる。既に聚議が行われている以上、確であれ纘であれあるいは王珪であれ、これを主導したのが何者であるかを問わず、少なくとも形式上、進擬は宰執集團の總意であり、確の關預は否定し得ない。福寧殿における王珪は、集團の主席であるただその故に、宰執を代表して發言したに過ぎない。蔡懋の劄子は當然のことながら、父確の聚議における主導的役割、王珪の一貫した消極姿勢につき、詳述する。かかる聚議の経過をめぐる證言には、遽かに信は置き難いとしても、聚議最終段階で宰執が、「書名押字」したというそれは、事實とみなして誤り有るまい。懋に據れば、章惇に迫られた王珪は「延安郡王」とまではいいながら、これに續くべき「皇太子云云」については「無語」であったが、確は「相公の言にして足れり」といい、章惇に「劄子」を手書せしめ、「衆大臣を率いて書名押字」させた。「大臣」から珪を除外すべき理由は無い。因みに「書名押字」への言及は無いが、韓宗武の『記』も、惇が——張璪に促され——「立延安郡王爲皇太子」を、紙上に書いたという。懋の所謂「劄子」はこれであろう。三省・樞密院の聚議において、宰執が進擬案に簽書する事例は元祐期にも見出し得る。<sup>12)</sup> 簽書ないしは「書名押字」は、宰執それぞれが進擬案に異議の無いこと、これにおける責任を共有することを表明する、聚議における定例の手續きにはかなるまい。「書名押字」された懋の所謂「劄子」は、哲宗立太子進擬が宰執の合意に基づく事實の、物的證據であり得る（『長編』卷四〇五、同卷三五二／一二一—一二三）。

王珪ひとりが福寧殿において發言した「事實」は、二月二十九日一日に限っても、立太子進擬に至るまでの事實の一半、あるいはいわば水面に露われた、その一部に過ぎない。「事實」は、確の「定策」を全面的に否定する論據では、あり得ない。福寧殿における發言の故に、高氏が、珪に若干の功を認めるのであれば、珪以外の確以下それぞれにも、少なくとも珪の數分の一のそれを、認めなければならぬ。權同聽政を許諾する時點まで高氏は、公的には、國政における諸手續きを知悉する立場には、なかった。

二月二十九日の福寧殿では王珪の發言に先行する聚議を、想定し得なかつたとみなす餘地は、有り得る。だが宣諭の段階では高氏は、すでに單なる皇帝の母ではなく、實質的な君主として四年の經驗を、有つ。宰執のなかのただひとり特に首相が、事前に同列には一切諮らず奏對の場で突如發議し裁可を受ける、かかる國政運営が四年の間に常態化していたのでもない限り、案件進擬一般には宰執聚議が先行することを、宣諭時點の高氏は、熟知していたであろう。少なくとも元祐四年の高氏は、哲宗立太子進擬における事前の聚議實施を、想定して然るべきである。立太子進擬における王珪の積極姿勢が、聚議以來一貫していたと證明できれば、宣諭の主張は格段に、補強され得る。幸い、聚議から福寧殿進擬に至るまで、當事者のひとりでもあつた安燾は、四年後の延和殿宣諭の場にも列なっている。高氏が珪の一貫性を確信するならば、聚議における珪について、燾の證言を求めてもよい。だが燾に求められたのはあくまでも、福寧殿における「事實」についての、それに過ぎない（しかも『長編』所引の限りでは、進擬に關わる「事實」は樞密院には宣諭されてさえもない）。主張の正當性の根據を、専ら福寧殿における「事實」——發言の有無——に局限する姿勢は、聚議實施という事實の、承認忌避に似る。故意に自らに課した視野狹窄を、高氏において窺い得る。

聚議は、「事實」——哲宗立太子が王珪の單獨進擬に係るとする宣諭における虚構——の反證である。反證を論破し虚構を維持するためには、聚議における王珪の積極姿勢が立證されるかあるいは、その消極姿勢を否定する論據が、提示されなければならぬ。だが『哲宗實錄（舊錄）』確傳「辨誣」は、かかる論破を試みてはいない。「辨誣」は確傳から四百六十二字、「元豐六年秋」以降、同八年二月二十九日樞密院南廳聚議、福寧殿立太子進擬を経て神宗の「三顧首肯」に至るまでを、刪去した。四百六十二字を「妄說」として却ける「辨誣」の論據は、宣諭——「其時衆中止是首相王珪奏延安郡王當爲皇太子、餘人無語」等——以外ではない。「辨誣」卷一第四段は、南廳聚議を含む「右僕射」から「力挽止之」に至るまで二百八十三字を刪去しているが、その際の論據は、高氏の佛經宣示等でありこそすれ、聚議という事實の當否ではない。「辨誣」は高氏における視野狹窄を、共有している。確「定策」の否定を期す高氏と「辨誣」兩者にとって、二月二十九日聚議は、恰かも不可觸領域であつた（『長編』卷三五二／二—三）。

宣諭は立太子進擬に至るまでの全過程を、福寧殿における「事實」に、矮小化した。蔡確が聚議段階では、少なくとも進擬に關

與した事實の、隱蔽が圖られた。宣諭以外で福寧殿における發言者を、王珪に限定するのは、韓宗武の『記』である。「王珪將所書紙鋪在案上、奏請『欲立延安郡王爲皇太子』」が、それである。ただし『記』は進擬に先行する——韓縝が主導したとする——聚議の、實施も傳える。「所書紙」とは、聚議の場で章惇が書いた、「立延安郡王云云」の劄子であり、福寧殿で王珪は、これを音讀したに過ぎない。蔡懋「劄子」、『哲宗實錄(舊錄)』確傳、元豐八年春季『門下省時政記』の三者は、福寧殿における王珪に言及しない。このうち蔡懋「劄子」の對應する部分は、「先臣於是素紙寫劄子、令惇手書、及率衆大臣書名押字、是晚同執政至神宗御牀前、奏云『中略』乞立皇太子以安宗社之基云云』」であり、「珪始曰『上有子、何議之有』是日日晡議定、詣榻前奏曰『中略』乞立爲皇太子以係天下』」が『舊錄』確傳、「三省・樞密院詣内東門、進勝子、入問聖體、面奏『中略』今來聖體違豫、欲望早建東宮』(傍點引用者)」が、『門下省時政記』のそれである。蔡懋「劄子」以下三者はなべて福寧傳進擬——「奏」ないしは「面奏」——の主語を、王珪とはしていない。ただし「劄子」と確傳、特に前者は「奏」に先行した聚議を確が主導したとのべる故に、恰かも確ひとり「奏」したかの如き理解——ないしは誤解——を、誘發する餘地は有る。この兩者でさえ、福寧殿において確が進擬(奏)したと明記しない點からすれば、王珪が進擬した「事實」は、暗に認めた如くでもあるが、『時政記』における「面奏」の主語は明らかに、「入問聖體」した三省・樞密院である。たとい福寧殿における發言者が王珪ひとりであっても、立太子進擬自體は、蔡確もその一員である、三省・樞密院の合意に基き、珪はあくまでも宰執を代表して發言したに過ぎない、『時政記』の認識はこれであろう。因みに宰執間の議論である聚議を、『時政記』は、記録すべき立場にはない。進擬を王珪の「奏」に係ると明記しない蔡懋「劄子」、確傳はもとより、王珪「奏」に聚議が先行したとする韓宗武『記』も、高氏宣諭の見解とは對立する。蔡確を「面奏」者のひとりとする『時政記』も、當然宣諭とは相容れない。

立太子進擬めぐり宣諭fと、韓宗武『記』以下四者との間にはなべて、不一致を見出し得るが、とりわけ『時政記』との間に有るのは、單なる不一致ではない。宣諭fは『時政記』當該部分を標的とする、異議の表明とみなすべきである。すでにみたように宣諭と同じ元祐四年五月、首相呂大防が提示した『時政記』の、權同聽政許諾をめぐる部分につき高氏は、「御寶批」を以て、添入すべき「事實」を指示している。呂大防が提示したのは『門下省時政記』の、少なくとも元豐八年二月二十九日・三月一日條で

あるから、高氏は權同聽政をめぐる部分ばかりでなく、立太子進擬をめぐるそれも、同時にみることを得た。「御寶批」の段階では高氏は、提示された『時政記』につき「當日事皆得其實」といつつ、權同聽政の一事についてのみ、「所記未盡云云」として、増添を指示している。『時政記』への不満は宣諭では、立太子進擬にも擴大している。ことばをかえれば「御寶批」においては「得其實」とされた『時政記』の、三省・樞密院「面奏」に對し、同月二十二日宣諭は、異議を表明したのである。「御寶批」において容認された、確の進擬關預は、宣諭においては否定された。「御寶批」から宣諭までの短時日の間に、あるいはなんらかの契機が有って、蔡確「定策の功」をめぐる高氏の危機感は、昂進した。哲宗「定策の功」が臣下に認められた場合、その存在が高氏にとって、許容し得ぬまでに肥大するのみならず、哲宗に接近ないしはこれと癒着し、垂簾體制延いては舊法黨政權を脅かすに至る、蔡確においてこれが危惧されたとすれば、形式論理上王珪においても、同様の懸念は有り得る。だが實際は、高氏宣諭が如何に王珪單獨進擬の功を稱揚しようとも、かかる危険は生じ得ない。珪はすでに元豐八年五月に、死去しているからである。<sup>(13)</sup>

### 宣諭 (iii) —— 宣示佛經 ——

宰執に哲宗所寫の佛經を示したという對三省宣諭<sup>e</sup>、對樞密院宣諭<sup>e</sup>は、元豐八年春季『門下省時政』の、再確認であるともいえる。『時政記』にいう。「三月一日、〈中略〉皇太后珪等に宣諭す『皇太子極めて是れ精俊好學、已に論語七卷を誦し略として好弄せず、止だ是れ書を學び、皇帝服藥せし自り佛經三卷を手寫して祈福す』因りて所寫經三卷を出し珪等に示す、書字極めて端謹云云」。韓宗武『記』は、高氏の佛經宣示を、立太子進擬とその裁可直後、同日中のこととして伝える。「太后簾下に在りて云う『相公この孩兒を立てするは便ち好し、この孩兒真に是れ孝、官家服藥せし自り只だ是れ素を吃し寫經す』簾内經兩卷を傳出す、一は消災經、一は延壽經なり、後に題して云う『延安郡王皇帝服藥日久なるが爲に某經一卷を寫し早やかに康服せられんことを願う』云云」がそれである。佛經の卷數は一致するが、經の名に異同が有るのが、李燾所引の蔡惇『直筆』である。「(高氏)遂くて泣いて王珪等に問う『合に如何にすべきや』珪當に首對すべきに而るに語素より吃なれば乃ち是字數聲を稱するのみ、

宣仁曰う『相公們甚なる難處有らんや、是れ他の官家子有り、孩兒最も孝順にして官家服薬せし自り（以）來、只だ食素寫經す』内侍を呼び哲廟所書の、『消災經』二卷を出だし珪等に示す、乃ち延安郡王もて皇太子と爲さしめ、三月初五日に至り太子即位す云云」がそれである。『時政記』宗武『記』と『直筆』の間には、佛經の卷數ないしは名よりも重大な、立太子と宣示との前後關係の異同を、見出し得る（『長編』卷三五二／二一）。

哲宗親寫に係る佛經は、哲宗の人格に瑕瑾の無いこと、延いては皇太子さらには近い將來の皇帝として適格であることの、證據として提示されたであろう。肉食を絶ちひたすら寫經して、父神宗の平癒を祈願した哲宗の孝を印象づける、高氏が佛經宣示に期待した効果のひとつは、まずこれであろう。ただ『論語』すら通讀していない、當時満八歳の哲宗が、然るべき經を自ら選擇し得たとは、みなし難い。他者が例えば、『消災經』を與え、哲宗はこれを轉寫したに過ぎまい。他者としてまず想定すべきは、高氏にほかなるまい。いうまでもなく寫經自體の自發性、延いては經卷末所題の「延安郡王云云」の語も、果たして哲宗自身の措辭に係るか等も、疑い得る。

『時政記』先引部分は、『哲宗正史』<sup>14</sup>哲宗帝紀、宣仁（高氏）列傳に採られた如くである。靖康元年（一一二六）諫官徐秉哲は、哲宗帝紀「（元豐八年）三月朔（中略）皇太后諭王珪等、太子精俊好學、已誦論語七卷、略不好弄」を、論難するからである。秉哲はいう。「若し宣仁の意雍王に在らば豈に太子の美を未定の前に盛稱すること有らんや」佛經宣示に至る三月一日の、對宰執宣諭において高氏は、自身における疑惑の解消も、期したのである。疑惑とは高氏が哲宗以外の皇族、具體的には雍王顥を、神宗後繼に擬したという、それにはかならない。顥は神宗の次弟である。佛經宣示を伝える宣仁列傳に對して、秉哲はいう「使し宣仁の意哲宗に在らざれば、何を以て未だ踐祚せざるの前儲君の美を盛稱せしや、謗史を以て之を致してすら哲宗の建儲盡く宜仁聖意の先定に出ずること昭昭乎たること日星の掩う可からざるが如し、又た何ぞ外助に假りんや、（中略）（蔡）懋の姦巧と雖も且得て改易す可からず」秉哲に據れば、三月一日の對宰執宣諭が、哲宗の美質を稱えた事實は、高氏の意が顥には無かつたこと、美質の具體例として佛經を宣示した事實は、その意が哲宗に在ったこと、蔡懋の謗史（哲宗帝紀・宣仁列傳）でさえ、改易し得なかつた、決定的な證據である（『長編』卷三五二／一七～二〇）。



李燾注引『哲宗實錄（新録）』宣仁聖烈皇后傳は、佛經宣示に類似した高氏の事蹟を載せる。神宗病臥中高氏が、宦者梁惟簡に命じ、その妻に「黄袍十歳兒衣す可き者」を製せしめ、哲宗が著用すべき緊急事態——神宗死去と哲宗登極——に、備えたというのがそれである。これを紹介して宣仁傳は、「神宗太母上（哲宗）に屬意する所以の者確然として先定し纖介の疑いすら無し」という。黄袍一件も、哲宗以外を神宗後繼に擬したとする、高氏への疑惑の、反證であり得る。同じく疑惑への反證ではあるが、黄袍一件と佛經宣示を比べれば、前者の證據價値は高くはない。これが事實であるとしても黄袍の調製は、密室ともいべき宮中での、宦官に對する指示である。佛經宣示は、宰執が奏對する公的な房での行爲である。三月一日、すでに前日權同聽政權を獲得した、いわば君主である高氏の、宰執に對する宣諭とこれに續く宣示は當然、公的記録『時政記』に、記載されることを期待し得た。恐らく高氏は、自身に對する疑惑の少なくとも稀釋を期し、ことさら哲宗所寫の佛經を宣示し、『時政記』はこれを記録した。元祐四年の高氏宣諭はあらためて宰執に、その確認を迫った、ひとまずこのように考えられはする。

神宗死去以前に高氏が、哲宗を後繼に擬していたのであれば、哲宗に對立候補は存在しない。顯は對立候補ではあり得ない。従つて蔡確「定策の功」が成立する餘地は、失われる。佛經宣示は確「定策」の、反證でもあり得る。ただ哲宗「定策の功」自體は、その登極——神宗の死去——以前は、何人の「功」であれ、公然と論じられることは有り得まい。三月一日宣諭の時點で、確「定策」の反證として佛經が宣示されたとは、みなし難い。ただし『哲宗實錄（舊録）』「辨誣」は明らかに、佛經宣示を確「定策」の反證として、位置づけている。その確傳「辨誣」はみたように、高氏宣諭七百十三字の内容を、「其の間に云う」以下に要約するが、そこには宣諭e佛經宣示も、有る。當日（元祐四年五月二十二日）『三省時政記』が、「其の間に云う」以下宣諭各條を著録したとした後、「辨誣」は、宣諭各條を詳らかにすれば、確傳四百六十二字——確「定策」——の「誣謗」は、顯らかであると斷ずる。『舊録』鄧潤甫（温伯）傳「辨誣」の場合も、同様である。潤甫傳は、「坐製蔡確麻詞妄言有定策之功云云」という。元豐八年、翰林學士潤甫は、確の寄祿階を通議大夫に進める制を起草した際、「尤嘉定議之功」の語を用いた。「辨誣」は「元祐時政記」を按ずるに、神宗末命に當たり宣仁聖烈皇后哲宗所寫の經を以て宰執に示す、當時惟だ王珪のみ進對し餘人言無し、且哲宗長子を以て嗣位す、孰か間言有らん、而るに潤甫麻制中に於て確定策の功を推すは欺罔明甚云云。ここでも佛經宣示が、確「定策」否

定の論據として用いられている。しかも哲宗が長子である事實、當日の發言者が王珪に限られたそれと、並列してであり、佛經宣示に反證として、他の二者と對等の價値を認めている（『長編』卷三五二／五、『宋大詔令集』卷六二「蔡確進通議大夫制」）。

北宋末の徐秉哲も同様である。すでにみたように秉哲は、蔡懋の「謗史」哲宗帝紀・宣仁列傳等に論駁を加えるが、これに先行して、蔡確・章惇は哲宗即位後、王珪の首相であるが故の權力増長を恐れ、高氏が顛を後繼に擬したと誹謗しかつ、「定策の功（策立主上之功）有り」と僭稱したと論ずる。ついで宣仁列傳における佛經宣示を論じて、哲宗の「建儲踐祚」は盡く、「宣仁聖意の先定に出」とした後、「又た何ぞ外助に假りんや」という。「建儲踐祚」における「外助」とは、確——および惇等——における「策立主上之功」にはかななるまい。「聖意先定」の表われである佛經宣示を秉哲も、高氏の疑惑の反證であるのみならず、確「定策」のそれであるともみなした。

高氏の對三省宣諭 e 佛經宣示に續くのは、f 王珪單獨の立太子進擬、「餘人無語」、g 「安燾於時見、確有何策立功勞」である。先引『舊録』潤甫傳「辨誣」の所謂『元祐時政記』は、對三省宣諭當該部分——および對樞密院宣諭 d' 「況皇帝爲先帝長子云云」——に據る。佛經宣示を確「定策」の反證のひとつに數える「辨誣」の論は、間接的にはあれ、高氏宣諭自體に由來する。「車蓋亭詩」告發から確處分に至るまでのある段階で、確における最重要の訴因は、「詩」における誣謗から「定策」僭稱に移った。元祐四年五月七日以前の送付と認め得る「御寶批」は、『門下省時政記』における三省・樞密院「面奏」を、「得其寶」としたにも拘わらず、宣諭 f は王珪單獨の立太子進擬を主張する。確「定策」の深刻さが、高氏において増した故であろう。佛經宣示の場合も恐らくは五月初以降に、「定策」の反證等という新たな意味を附與され、二十二日の宣諭に至った。このように想定すれば、『門下省時政記』がすでに記録した佛經宣示が、内容に特段の改變を加えることと無くことさら、あらためて宣諭された理由は判然とする。

『門下省時政記』は佛經宣示を、立太子進擬とその裁可の翌日、三月一日のこととする。對樞密院宣諭も、k 「前略」次日皇帝出見珪等' e 「兼有爲先帝服藥親寫經一卷、因出示之」といい、やはり宣示を——權同聽政許諾の翌日——一日とする。だが對三省宣諭では、e 佛經宣示に續くのは、f 「其時衆中止是首相王珪云云」の立太子進擬であり、恰かも宣示が進擬に先行した、ある

いは立太子は高氏に對して進擬された如くでさえある。少なくとも『門下省時政記』に據る限り、一日高氏の對宰執宣諭「太子精俊好學云云」と宣示とは、不可分である。先引の徐秉哲はその宣諭が、立太子（建儲）に先行したという。高氏が「未定之前」に、哲宗の美質を稱えたという論がそれである。秉哲が論難する哲宗帝紀は、「三月朔」「太子精俊好學云云」の宣諭の後、「是日改今名」という。哲宗の諱が傭から煦に改められたのである。「是日」に建儲・改名したにも拘わらず、帝紀は建儲を言わずただ改名のみをいう、「其の宣仁の褒稱に因りて建儲」した「事實」の隱蔽にはかならないと、秉哲は主張する。秉哲は建儲が一日である確たる根拠を、示し得ていない。秉哲は『門下省時政記』を知っていた。章惇の録進に係る『門下省時政記』が「其の建立の事を敘べるや未だ嘗て他語有らず、（中略）（惇）未だ嘗て確を助けざるなり云云」と、秉哲はいう。惇が確の同盟者であればその所進の『時政記』に、確の立太子進擬の語を記録して然るべきであるが、そのような語は無い、の意であろうか。自身の主張を補強するためには——恣意的な解釋とともに——『時政記』を利用するが、同じ『時政記』における二月二十九日の、宰執による立太子進擬、神宗による裁可については、言及していない。そもそも帝紀における高氏宣諭が「太子好學精俊云云」である以上、宣諭以前にすでに哲宗は太子である。宣諭の褒稱が因であり、建儲はその果であるという秉哲の主張は、論の體裁を爲さない。煦への改名は他の神宗諸子（佖・佖・佖・佖・似）との、差別化を意味する。哲宗がすでに立太子されていない限り、かかる差別化は有り得ない。帝紀「改今名」は不十分であるにせよ、事前の建儲を傳えているともいえる。『門下省時政記』は三月一日、高氏宣諭と佛經宣示の後文德殿において、立太子の麻制が宣讀されたという。臣僚への告知手續きに過ぎぬ宣讀を、あるいは秉哲はことさら、建儲とみなしたとも考えられる。秉哲所論の疎漏は覆い難いが、論自體は元祐の劉安世に由來する。宣諭直後の同四年五月二十八日（丁酉）に、李燾が繋ける安世上奏は、士大夫の間に傳わる哲宗登極の經緯として四項を擧げる。その第三項に「建儲の際大臣未だ嘗て啓沃せざるに而るに太皇太后内より皇帝神考の爲に祈福せる手書佛經を出し、執政に宣示し仁孝天性に發せるを稱美す。遂くて詔を草し外廷に誣告せしむ。蓋し事先定し外助に假らざるなり〔傍點引用者〕<sup>15)</sup>」という。哲宗帝紀・宣仁列傳に對する秉哲の論駁は、例えば「外助云云」についてみても明らかかなように安世所論の剽竊でさえある。ただ少なくとも秉哲にとって哲宗立太子が宣諭・宣示に後續するという前後關係は、たとい虚構と自覺はされても維持しなければならぬ時系列である。時系列における虚構が維持

されるならば、より重要な哲宗建儲・踐祚が盡く高氏聖意の先定に出る、いわば高氏による「定策」という、新たな虚構が成立し得る。この場合宣諭・宣示は單なる、確「定策」の反證ではない。假りに『門下省時政記』に従えば、立太子における高氏の關預は一切認定し得ず、宣諭・宣示の意味も、本來哲宗立太子の追認ないしは是認に止まる。

對三省宣諭 e・f・g、特に e「其時」が、佛經宣示の時ないしは宣示の後を、意味したか否か、即斷はしかねる。同日の對樞密宣諭では宣示を、立太子裁可——および權同聽政許諾——の、「次日」としているからである。ただ對三省宣諭は確實に、元祐以後にも伝えられている。李燾注所引の趙子崧『中外舊事』は、その一例である。子崧は紹興四年（一一三四）韓宗武の子（縝の孫）理から、宗武『記』を借りこれを、『中外舊事』に著録している。『中外舊事』所引の高氏宣諭は、對三省の d・e・f・g・h・i と、ほぼ一致する。d「皇帝」が「官家」である等時に用字に異同が有り、字數も『長編』所載宣諭より、若干多い。あるいは『長編』所載より、『哲宗實錄（舊錄）』確傳「辨誣」の所謂「七百十三字」に、近いとも思われる。邵博『聞見後錄』卷二「哲廟實錄」は、諫官梁燾・范相禹・劉安世・御史中丞傅堯俞等が、確の「怨謗不道」に加え、確・章惇・黃履・邢恕の「定策」僭稱を糾弾したと傳えた後、「于是太皇太后御延和殿、宣諭三省・樞密院大臣」として、對三省宣諭 d・e・f・g・h に相當する内容を、載せる。宣諭 f「其時衆中止是首相王珪」を、「哲廟實錄」は「是時衆中惟是首相王珪」に作る。李燾が『長編』に對樞密院宣諭 k・e'、立太子進擬・裁可の「次日」における佛經宣示を載せる以上、『哲宗實錄（新錄）』も、これを元祐四年五月十八日條に採ったであろう。だが『新錄』の抄録と覺しい「哲廟實錄」に、宣諭 k・e' はみえない。『舊錄』確傳「辨誣」の「其の間に云う」以下は、宣諭「七百十三字」の要約であるがその内容は、對三省宣諭 d・e・f・g 及び、對樞密院宣諭 d'・f' と「安燾奏曰云云」であり、宣諭 k・e' には及ばない。同潤甫傳「辨誣」所引の『元祐時政記』の内容も、對三省宣諭 e・f 及び對樞密院宣諭 d' である。佛經宣示については概ね、立太子進擬に先行するかの如き、對三省宣諭が採用されている。

確「定策」の前提はとりわけ、顯という哲宗の、對立候補の存在である。佛經宣示——哲宗への「褒稱」——が、高氏への疑惑——顯擁立——の反證として有効であるならば、確「定策」のそれとしても有効であり得る。確「定策」の反證としてであれば宣示は、立太子の「次日」であっても問題は無い。だが高氏による哲宗「定策」を主張する場合、宣示が「次日」である事實を認め

れば、徐秉哲の論の如く、主張は自から瑕疵を生ぜざるを得ない。

蔡惇『直筆』と先引劉安世上奏第三項はともに、佛經宣示を高氏「定策」の一環に、位置づけている。特に安世は「蓋し事已に先定し外助を假りず」という。宣示は高氏における「先定」の、具體的な表われである。この上奏において安世は、「執政及び當時受遺の臣」に命じ、「親見の今上を策立せし事跡」を金藤の書に作り禁中に藏するほか、「本末」を『實録』に著わし、確等の罪を明らかにせよと要求している。哲宗を「策立せし事跡」とは高氏のそれ、「定策の功」以外ではあるまい。第三項を含む計四項を安世は、士大夫の間に得た傳聞であるとはするが、自身の所信でもあるとみて、誤り有るまい。「執政」——例えば安燾——等が「親見」した高氏「事跡」と、第三項等との間に異同が生じる事態を、安世が想定したか否かは判然とはしない。ただ第三項等は安世において、當然『實録』に著わされるべき「事實」であろう。いうまでもなく安世第三項——および『直筆』——が、佛經宣示後高氏が、直接立太子を指示したとする點には、信を置き難い。たとい權同聽政權を得ていたと假定しても、高氏が、事の可否を皇帝（神宗）に諮る手續きを省略して、立太子を指示し得たとはみなし難いからである。

劉安世とともに確糾彈における、最強硬派であった梁燾は、より直截に高氏「定策の功」に、言及している。李燾が元祐四年五月二十八日（丁酉）に繋ける梁燾上奏には、「太皇太后皇帝を親立し大業を嗣興せしめ云云」あるいは、「（前略）以て（刑）恕反覆の姦を見るべし、乞う詰責を加え重く嚴憲に置き、上は以て皇帝孝德昭明太皇太后至正策立の功を明らかにし、下は以て羣凶誣誕の姦を絶たんことを〔傍點引用者〕が、それである。李燾は上奏の日を特定していないが、「定策」僭稱においては從犯といふべき刑恕處斷の要求が、確の新州安置發令以前に爲されたとは、考え難い。同月十八日の新州安置發令ないしは二十二日宣諭の直後とみなして然るべきである。二十八日はほぼ妥當であろう。「車蓋亭詩」告發以前刑恕は梁燾に對し、「大計」——哲宗立太子——は「十日以前」にすでに、高氏が宮中において決定していた、確等「大臣」はこれに關預していない、そのことをのべた書簡が宮中に在る等といひながら、一方では光の子司馬康等を欺慢し確「定策」を、信じさせた、その故に燾は恕の反覆を糾彈している。刑恕を糾彈すると同時に梁燾は、書簡という高氏「定策」の新證據につき、情報を提供している。書簡については宮中から降出するか、あるいは恕から副本を取索して廷臣に明示し、かつ史館に付して『國史』に記録させ、併せて別本を作り宮中に藏せと

燾はいう。發想は安世における『實録』と金滕の書に、酷似する。兩者は佛經宣示の證據價値に、限界を覺える故に『實録』『國史』を以て高氏「定策」の補強を試みたとも考えられる。恕の所謂「十日以前云云」は燾において、望ましい事實<sup>(17)</sup>であった。恕の言の如くであれば、單に哲宗擁立の意志が高氏に有ったばかりでなく、立太子自體が高氏の決定に係る。權同聽政許諾以前、高氏が如何なる資格を以て決定し得たかを、燾は問うてはいない（『長編』卷四二八／一—三）。

立太子が高氏の直接指示に係るとする、劉安世の第三項、高氏の決定に係ると——恕の言に假りて——する燾上奏のいずれも、三省・樞密院が進擬（面奏）し、神宗が裁可（首肯）し高氏は三月一日に佛經を宣示したと傳える、『門下省時政記』とは、相容れない。『門下省時政記』を「得其實」とした、五月初高氏「御寶批」との場合も、同斷である。だが蔡確に分司南京を發令した、同月十二日第一次處分責詞には、「先帝與子何定索之功、太母立孫乃貪天之功（傍點引用者）」という。責詞は權中書舍人王巖叟の起草に係るとはいえ、既に行下された以上王言である。「太母立孫」は哲宗——および高氏——の、公式見解である。「御寶批」における「得其實」——宰執集團立太子進擬の容認——は、十二日には「太母立孫」に轉じた。確「定策」の否定とその僭稱斷罪は、高氏「定策」の表明と連動している。ことばをかえれば僭稱斷罪と高氏「定策」とは、同義ではないまでも、一體であった。この奇怪な一體性には「車蓋亭詩」事件の、本質が関わっている。「詩」における誣謗に僭稱が、確の訴因に加えられた月日は特定できない。だが臺諫が僭稱をも糾弾したとする邵博「哲廟實錄」は、推測の根據たり得る。臺諫のうち范祖禹の諫議大夫就任は四年五月二日（辛未）、傅堯俞の中丞へのそれは同四日（癸酉）である。糾弾は四日以後、十二日責詞以前であろう。僭稱斷罪と高氏「定策」が、責詞において一體である以上、高氏における「御寶批」の、『門下省時政記』容認（得其實）から「定策」への轉向も、この間に生じたと覺しい。二十二日宣諭には當然かかる姿勢轉換が、反映され得る。確「定策」の反證もさることながら、高氏「定策」が「事實」である證據が示されるべきである。かくて佛經宣示には、高氏が立太子に少なくとも關預したという「事實」の、證據という意味が新たに附與された。宣示が確たる證據であり得るためには、立太子進擬以前であることが望み得る最善である。對三省宣諭 e・f における虚構には、かかる背景を想定し得る。高氏「定策」を望ましい「事實」とみなす故に、『中外舊事』等後世の記録は、多くこれを採ったであろう。一方のちにみるように安燾は、高氏にとって貴重な證人である。對樞密院宣

論においては最低限、宣諭に否定的な禱證言の誘發を、避けなければならない。禱等に對してはその故に、宣示を立太子の「次日」とする事實が、宣諭される必要が有った。徐秉哲にみるように、高氏「定策」を無條件で信ずる者、あるいは信じたものは、宣示がたとひ三月一日であつても特段問題を覺えはすまい。

#### 宣諭（iv） 先帝長子

對三省宣諭dは、「長子」哲宗の神宗繼承を「其分當然」、對樞密院宣諭d'は「乃從來常事」という。哲宗（備、のち煦）は神宗の第六子であるが、神宗死没時哲宗以外で生存していたのは、第九子佖、第十一子佖（徽宗）、第十二子佖、第十三子似であり、第十四子偲は神宗没後に生まれた。神宗死没時現存した實子の、確かに哲宗は最年長である。だが宋初から元豐まで、先帝長子の繼承は必ずしも、「當然」ないしは「常事」ではない。太宗第三子真宗（元侃、のち恒）登極の時、長子元佐は依然存命であつた。太祖長子德昭、弟德芳とともに、終に太祖を繼承し得てはいない。英宗がその死の直前まで、長子神宗の立太子を躊躇した事實を、高氏は知悉していた筈である（『皇宋十朝綱要』卷八）。

宣諭d・d'の目的の第一は、自身が被る疑惑の解消であろう。哲宗が神宗の「長子」である事實の強調は、神宗實子以外は後継候補ですらあり得ないとする立場の、それでもあり得る。實子以外とは哲宗より年長の皇族、具體的には、神宗次弟顥である。神宗在位中高氏は、顥および三弟顥の禁中居住に固執し、これが、高氏の意が顥に在るとする疑惑の、根據のひとつとなつた。

第二は蔡確以下すべての臣下の、「定策の功」の否定である。「長子」哲宗の登極が「當然」「常事」であるならば、繼承における對立候補は存在し得ず、「定策」も成立し得ない。王珪の進擬も「功」でありこそすれ、「定策」のそれではない。本來であればこれによって、高氏「定策」も否定されなければならない。だが例えば張舜民撰梁燾「行狀」所引の燾上奏には、「官家先帝の長子なり、〈中略〉先帝預め皇子をして嘗て侍宴し羣臣に出見せしめ、天下中外に歸屬するところを明示し、太皇聖孫を親立し洪業を嗣興せしめ、云云」あるいは「先帝立子大統既に順なれば大臣何の功か之れ有らんや」という。神宗が哲宗を立てたが故に、大

臣に「定策の功」は無いとする論と、神宗は哲宗を元豊七年春宴に列席させ、後継者の確定を明示し、高氏は神宗「長子」哲宗を立て登極させたとする論が、燾において併存している。いうまでもなく後者は、五月十二日確責詞における、「先帝與子」と「太孫立孫」の併存に、酷似している。神宗が後継者として指名した「長子」であっても、高氏に限り、「定策の功」は成立し得る。かかる發想が責詞と宣諭d・d'に通底したであろう（『長編』卷四二八／三）。

### Ⅲ、知樞密院事安燾

安燾は、高氏宣諭時點の宰執集團の中でただひとり、神宗朝以來の留任者である。元豊六年七月戸部尚書から同知樞密院事となり、元祐三年六月知樞密院事に陞進した。元豊八年二三月の交における、哲宗立太子進擬および裁可、高氏の權同聽政許諾、佛經宣示の場に列なつた宰執のひとりでもある。高氏にとつてその宣諭の「事實」であることを、證言せしめ得る、貴重な證人である。その故にこそ高氏は對三省宣諭gでは、王珪の立太子進擬に續けて「安燾於時見」、對樞密院宣諭g'では佛經宣示に續けて「時安燾同在彼備見本末」といった。安燾の奏對「當時惟首相王珪一人進對、太皇太后遂泣下開許、便批聖語、其餘執政何曾有言」は、恐らくは宣諭に迫られた故に、その際の發言者が王珪ただ一人であつた「事實」を、承認したものである。高氏は權同聽政許諾における、自身の消極性についても、燾の證言を期待したのである。高氏を則天武后に擬したとする「車蓋亭詩」告發が、蔡確斷罪の發端である以上、權力志向における武后との類似は、否定されなければならない。安燾の所謂「太皇太后遂泣下開許」は、王珪の許諾要請に對し「尋即辭」したとする、宣諭jの承認にはかなるまい。神宗生前の權同聽政のみならず、哲宗即位後の垂簾聽政も、狀況に強いられた結果でこそあれ、高氏の願望のそれではないと、認めたにも等しい。珪等の要請に對する「辭避」、これに續く「近侍（張茂則）」の説得自體は、すでに『門下省時政記』が記録し、「御寶批」も補足を指示している。一面では宣諭と燾の證言は、その再確認に過ぎまいが、一面では「辭避」の事實は、燾以外の執政（趙瞻）にあらためて告知する價值が、有つたやに思われる。すでに『門下省時政記』が記録した佛經宣示についても、ひとまず同様に想定し得る。



當時の宰執の中では異分子ともいうべき、神宗朝以来の執政官であるというその履歴からして、高氏における安燾の政治的信賴性は、高くはなかったであろう。吳處厚の「車蓋亭詩」告發に對する、蔡確「分析（辯明）」に、燾は助言を與えたと疑われてもいる。「詩」中の一首に「沈沈滄海會揚塵（海さえも陸となる）」の句が有る。これに對し處厚は「人壽幾何ならんやなり」ついで「此れ時運の大變なり」と、指摘する。前者は高氏の壽命には限界が有る、後者は現政權は顛覆するの意に、解した如くである。確「分析」は、古今の詩句に「海變桑田の事」が用いられるとして、蘇軾の作を舉例する。坤成節（高氏生日）大宴に軾が列席した際の、「欲採蟠桃歸獻壽、蓬萊清淺半桑田」がそれであり、「祝壽の辭」としてすら用いるとして、反論の傍證とする。これに先行して燾は宰執に對し、「海變桑田の事」は軾も「聖節の樂語」に用いたといい、その故に確への教唆を疑われた。確の與黨とみなされた燾からさえも、宣諭への承認を得られるならば、高氏の立場は一層鞏固になる。燾には燾であるが故の、利用價値が有った（『長編』卷四二五／六／七、同卷四二六／八／一〇）。

安燾は「車蓋亭詩」を「狂悖謗訕」と斷定し、確の處斷を妥當としている。宣諭には「當時惟首相王珪云云」と、對えてもいる。ただ特に後者は高氏の主張への、全面的贊同であるとはみなし難い。「便批聖語」に至るまでは明らかに、權同聽政の要請に限定された發言である。「其餘執政何曾有言」も同斷とすべきである。『長編』所引に據る限り對樞密院宣諭には、立太子進擬に關わる部分は無い。（假りに「其餘執政云云」が立太子進擬にも關わるとしても、福寧殿における發言者が王珪に限られた「事實」が肯定されたに過ぎない。）高氏も燾證言の「事實」以外への波及を望まなかったであろう。『哲宗實錄（舊錄）』確傳「辨誣」は「其の間に云う」以下に、對三省宣諭d・e・f・g、對樞密院宣諭d'に、燾の奏「當時惟首相王珪」から「況前年上宣皇子使見羣臣、足知先帝意素定也」に至るまでを續け、確傳「四百六十二字」の誣謗の證據とする。「辨誣」においては宣諭のみならず燾奏も、確「定策」の反證であり得た。神宗の「意素定」もさることながら、「何曾有言」に至るまでの奏前半を、宣諭f王珪單獨進擬に對する承認とみなした故であろう。奏前半を權同聽政をめぐる發言と解したのであれば、當該部分は、確「定策」の反證ではあり得ない。燾奏が高氏を満足させたか否か、判然とはしない。だが高氏等にとっては燾奏の内容如何よりむしろ、宣諭が否定されなかった事實が、重要であったやに思われる。宣諭はなによりも『時政記』に記録されねばならなかった。

#### IV、『時政記』『實録』

李燾注所引『中外舊事』は、『長編』所引對三省宣諭 d・e・f・g・h・i にほぼ一致する、「官家は神宗長子」から「因其自敗如此行遣、蓋爲社稷也」に至るまで、計百数十字を載せる。宣諭引用の直前には、「(太) 皇太后三省・樞密院に『時政記』。日録〔曆?〕に於て元豊八年三月の事を明著し以て後世に示せ」と命じ且つ曰く」という、計三十字が有る。三十字はあるいは、秘書省國史案高氏宣諭「七百十三字」に、由来するかと思える。後世に示すべく『時政記』等に記録される、「元豊八年三月の事」が、元祐四年五月に宣諭された。ことばをかえれば、後世に示すべく「八年三月の事」は、元豊の『時政記』ではなく元祐のそれに、依據すべきこととされた。次にみるように君主の宣諭は、即日『時政記』に記録さるべく、規定されていた。ことさらあらためてこれが指示されている以上、五月二十二日宣諭は、忽卒の發言ではあり得ず、宰執に諭達すべき内容は事前に吟味されていた。二十二日の延和殿は、宣諭という臺詞を『時政記』に記録させる、儀式の場でもあった。

元豊官制改革直後の同五年五月六日(丙戌)詔は、『時政記』につき次のように規定している。「兩省(門下・中書)・樞密院『時政記』は(門下・中書)侍郎・同知樞密院事修せよ、尚書省は左右丞遞修せよ、三省同に旨を得たると及び宣諭の事は門下侍郎修せよ、宣諭は仍りて當日に於て記録せよ〔傍點引用者〕」基本的には三省・樞密院それぞれの長貳のうち、兩侍郎等貳官が『時政記』の記録・編修に当たり、三省については「同得旨」および宣諭の場合、兩侍郎および左右丞計四名のうち、序列筆頭の門下侍郎が擔當する。三省・樞密院「同得旨」宣諭の場合は、門下侍郎と同知樞密院事が、それぞれの『時政記』を擔當したのである。例えば元豊八年二三月の交における、哲宗立太子・高氏權同聽政の進擬と裁可、高氏の哲宗を襲稱する宣諭——とこれに續く佛經宣示——は、これに該當する。當時の門下侍郎は章惇である。その故に徐秉哲は、「他語」が無い『門下省時政記』を、惇の録進に係るとした。同知樞密院事は安燾である。高氏の權同聽政許諾(遂泣下開許)を、燾がただちに記録した(便批聖語)のは、『樞密院時政記』の擔當者であった故である。元祐四年四月二十二日(壬戌)詔は、「三省執政官月ごとに『時政記』及び三省同得旨・宣諭の事を以て輪修せよ」という。『三省時政記』編修および「同得旨・宣諭」の事については、門下侍郎の擔當から兩省侍郎

と左右丞という各省貳官（執政官）四員の輪修へと改められてはいるが、『樞密院時政記』における變更については、言及が無い。先引除乗奏は、宣諭を記録した『樞密院時政記』を「趙瞻（簽書樞密院事）所纂」「三省時政記」を「劉摯（中書侍郎）所進」という。宣諭は當日に記録せよという一項についても、元豊五年詔が改められた證據は見出し得ない。この一項が五月二十二日宣諭の時、依然有効であったとすれば、「明著云云」の指示を俟つまでもなく、論達はただちに、『時政記』に記録されたであろう。四月二十二日詔以前『時政記』の編修が、著しく阻滞していた可能性は、排除し得ない。例えば熙寧十年（一〇七七）五月宰相吳充は、史院の『日曆』編纂は、中書・樞密院『時政記』『起居注』等を史料とするが、『時政記』については熙寧六年、『起居注』については同二年までが、送附されたに過ぎぬという。二十二日詔はあるいは、『時政記』編纂における同様の阻滞に鑑みその活性化を期した、元豊五年詔の改訂であるとも、みなし得る。五月二十二日宣諭を記録した『時政記』を、一定の目的達成の爲に利用する構想が、存在したと假定すれば、四月二十二日詔はその一環であり得る。いずれにせよ「明著云云」の指示には、元豊五年詔の忠實な履行、宣諭が當日『時政記』に記録されることの、確實を期す高氏の姿勢を窺い得る。同時にここには、章惇『門下省時政記』を「得其實」とした、「御寶批」からの轉向を見出し得る。「元豊八年三月の事」を後世に示すのは、あくまでも元祐の『時政記』である。編纂さるべき『實録』等の史料として、章惇『時政記』は、失格を宣告された（『長編』卷三五九／九、同卷三二六／六、同卷四二五／一八、同卷二八二／六／七）。

劉安世は、執政および「當時受遺の臣が親見した高氏「定策」の事跡を、金滕の書に作る」ともに、「其の事」——高氏「定策」——の本末を『實録』に著わせと要求した。士大夫の傳聞に得たという四項も安世にとつては、本末の一端であろう。佛經宣示に關わる第三項についてはすでにみた。第一項は、神宗が元豊七年秋（春）宴に哲宗を列席させ、羣臣に出見させたのは、その「與子の意」の表われとする論、第二項は、神宗危篤の際高氏は顥・頤に對し、宣召されぬ限り福寧殿への立入りを禁じたとする論、第四項は、聽政の初めに高氏は親賢宅を建て、完成するやただちに顥・頤を徙居させたとする論である。第二・第四兩項が、高氏が顥擁立を圖つたとする根強い疑惑への反證であることは疑うべくもない。四項の著わされるべき『實録』が、編纂中の『神宗實録』と哲宗没後編纂さるべき、『哲宗實録』との兩者であるとは、みなし難い。神宗死去以前の第三項までは——その實否は暫く

措き——當然、『神宗實録』にこそ著録さるべきである。だが高氏聽政以後の第四項は、これと異なる。李燾は顯・頤の徙居を、元祐元年五月十三日（己巳）に繋げる。「揚王顯・荆王頤外第に遷る、太皇太后・皇帝其の第に幸す」がそれである。神宗死去の翌年における二王の徙居を安世は、『神宗實録』にこそ著わせと要求した。確「定策」の反證延いては高氏「定策」の立證に、遺漏無きを期す爲であるとしても、元祐に神宗朝を語らしめる、過去への干渉といえる。少なくとも編年書において遵守さるべき體例からの、逸脱にほかならない。「元豐八年三月の事」を——宣諭を記録した——元祐『時政記』を以て、後世に示せという高氏の指示も、發想において共通する（『長編』卷三七八／三二）。

元祐四年五月二日諫官（右諫議大夫）に就任した范祖禹は同時に、實録院檢討官から同修撰に陞った。『神宗實録』の編纂官の地位を確保したのである。<sup>19</sup> 祖禹の同年九月一日（戊辰）上奏は、元祐の上奏の『神宗實録』への著録を、是認している。元祐二年の韓忠彦上奏がその一例である。英宗「定策の功」は元豐三年秋までは、ほぼ専ら韓琦に歸すものとみなされていたが、同年九月の神宗手詔は、すでに至和三年（嘉祐元年、一〇五六）宰相文彦博以下が、「定策」し、琦はその路線を繼承したに過ぎぬとし、『兩朝國史』はこれを紀した。元祐二年三月琦の子忠彦はこれに抗議し、自身の上奏を實録院に付し「特に史臣に敕し差誤を正」せと、要求した。前年秋御史中丞劉摯・侍御史王巖叟も、同様の要求をしている。元祐本『神宗實録（墨本）』は恐らくはこれを容れ、元豐三年閏九月二十一日（乙卯）條に、彦博等への褒賞、神宗手詔等とともに元祐の忠彦奏を、載せている。<sup>20</sup> 祖禹の修撰就任以前の措置であろう（『長編』卷四三三／一〜二、同卷三九五／一〜九、同卷三〇九／六〜九）。

忠彦上奏等において變則を容認した祖禹は、新たな變則を要求している。重要性においては忠彦上奏等とは懸絶する（事理大小不同）五月二十二日宣諭（聖語）、これを記録した『樞密院時政記』を早急に、『三省時政記』とともに實録院に降付せよという。「伏して望むらくは聖慈もて深察せられ早やかに實録院に降付するを賜わり、并せて三省所聞聖語もて亦た乞うらくは指揮して備録付院せしめ、一處相照實録編修せしめられよ」がそれである。祖禹のかかる要求は早く、八月十一日（戊申）に見出し得る。該奏において祖禹は、宰執が聞いた宣諭は『時政記』に詳書し、萬世に傳示すべしとしたあと、安燾は「樞密院所記聖語」に簽書せず、今に至るまで收藏して出さない、もし『時政記』に書載しなければ、他日信ぜしめる所が無いといい、次のように要求する。「聖

慈もて特に人を安燾の處に遣わし元記聖語文字を取索せしめ、樞密院に降付し『時政記』に書入せしめよ、并せて乞うらくは實録院に付し元豐八年『實録』に書せしめよ」「所記聖語」とは『時政記』の擔當者簽書樞密院事趙瞻の、延和殿における記録であろう。「聖語」への燾の簽書を俟つてはじめて瞻は、これを『時政記』に記載し得る。該奏冒頭に祖禹は、宰執への宣諭を以て高氏は、「先帝寢疾のとき太皇太后勉從聽政し皇帝登極せる事理の實」を、具知せしめたという。祖禹は宣諭の内容を知悉していた。安燾の「聖語」藏匿等が無ければ祖禹は、宣諭後ただちにこれを『實録』に、載せたであろう。<sup>21</sup>元豐八年『實録』が哲宗のそれではなく、『神宗實録』であるのは、疑うべくもない。祖禹も元豐八年春季『門下省時政記』に對して、不滿を表わしているからである。九月一日上奏のひとつで祖禹は、宰相呂大防から關送された『門下省時政記』節文に、三省・樞密院が哲宗立太子を「面奏」し、高氏權同聽政を「又奏」したと載せる點を、論難している。「三省・樞密院應に一時に進言すべからず、必ず止だ是れ一人獨奏す」がそれである。ついで『時政記』所言に據つては此の未明有り、昨來聖語もて宣諭せられし當時事實三省・樞密院所記聖語文字を得て一處照修するを須ち乃ち傳信す可し」と祖禹はいう。具體的には章惇『時政記』を排し、宣諭された福寧殿における「事實」、對三省宣諭f王珪單獨進擬を事實とみなし、『時政記』を介して『神宗實録』に採るという意であろう。宣諭直前に章惇『時政記』の失格を宣告した高氏と、祖禹との符合は偶然ではあり得まい。「御寶批」以後五月二十二日宣諭以前における兩者の合意を、想定すべきである。祖禹は諫官でもあるから合意は、諫官とのそれでもあり得る。

李燾は九月一日祖禹上奏に續けて、「樞密院聖語を關して實録院に送るに及び祖禹又た奏して云う」として、その同月四日奏を引く。該奏に「今却て之を私家に藏し八月中累次取索されるに至り方て將出す」という。一日以後四日以前に安燾は、「聖語」に簽書し「將出」した如くではある（祖禹同月十八日奏には「之を私家に藏すること八十餘日」という。「將出」はあるいは八月中でもあり得る）。九月一日奏は『樞密院時政記』を早急に降付せよと、要求する一方で、劉摯所進の『三省時政記』の實録院への降付も、乞うている。燾が「聖語」を藏匿する間『樞密院時政記』のみならず、三省のそれも實録院には、送られなかった、ことばをかえれば燾の「聖語」への簽書とその「將出」が、實録院の『三省時政記』利用をも、可能とした。『長編』蔡確首相解任記事の李燾注所引『哲宗實録（舊録）』が「始め確受遺輔立云云」というのに對し、「辨誣」は「蔡確受遺輔立本よりは是の事無し、元

祐時〔政記二字脱?〕及び安燾樞密院所記其の詳を備見す云云」という。「安燾樞密院所記」は、燾が簽書した「樞密院所記聖語」であろう。「辨誣」は三省・樞密院兩元祐『時政記』と「安燾樞密院所記」に、確「定策」の反證として對等の價值を、認めた（『長編』卷四三三／二、同卷四三三／四、五、同卷三六八／五）。

五月初の祖禹修撰陞任の意味は、少なくとも宣諭直前の『時政記』に關わる指示以後は、宰執の間において周知されたであろう。高氏——と祖禹等の——當面の目標は、宣諭（聖語）の『神宗實錄』への記載ないしは、その反映に在ると。燾の八十餘日に渉る「聖語」藏匿——および簽書拒否——はこれに對する、意圖的な遲滯工作にほかなるまい。延和殿宣諭に際して燾は、確の處分を妥當とはしているが、かかる遲滯を『實錄』に強いている以上、「定策」僭稱の斷罪延いてはこれと表裏一體といふべき、「太母立孫」の正當化に、不満を懷いていたとみなし得る。元祐の宣諭を『神宗實錄』に載せるといふ逸脱に對する、違和感ないし不快が燾に有つたとすれば、工作の促進要因のひとつであり得る。恐らくは燾の簽書を以て宰執のそれが、すべて完了した。高氏以下にとつて延和殿での宣諭に對する、燾の應對如何もさることながら、簽書に應ずるか否かも、不安要因であつたであろう。燾簽書を以て最後の障害は克服され兩『時政記』に據る、祖禹の所謂「一處照修」が可能となつた。ただし祖禹における宰執簽書完了の最大の成果は、『三省時政記』を利用し得るに至つた點に、在るやに思われる。

對樞密院宣諭の一半 j・k は、元祐本『神宗實錄』に反映されていない。王珪の權同聽政要請から高氏の辭退と許諾、珪の哲宗「再瞻睹」要請に至るまでの元祐本の記述は、『門下省時政記』およびこれに「御寶批」が加えた追加と若干の修正——「所批事實」——に、據っている。紹聖本『實錄』は「所批事實」を削去し、紹興本は元祐本の舊に復した。少なくとも元祐本『實錄』のこの部分については、安燾の簽書は意味を有たない。『長編』元豐八年二月二十九日（癸巳）條當該部分は、元祐本に據つたとみなし得る。權同聽政要請に先行して『長編』同條には、次のようにみえる。「上疾甚（中略）、三省・樞密院入問聖體、見上於榻前、王珪言『去冬嘗奉聖旨、皇子延安郡王來春出閣、願早建東宮』凡三奏、上三顧微肯首而已〔傍點引用者〕」權同聽政要請から哲宗「再瞻睹」のそれに至るまでを、元祐本に據っている以上、この部分も李燾は元祐本に從つたであろう。范祖禹は、哲宗立太子進擬を三省・樞密院の「面奏」とする『門下省時政記』の「未明」を、批判している。「王珪言云云」は祖禹の撰述に係るであろう。元

祐本「王珪云」が『三省時政記』さらには、對三省宣諭に由來すること疑うべくもない。安燾の簽書は、福寧殿における「事實」という元祐の虚構を、元豐の史實とさせる結果を齎らした（『長編』卷三五二／六）。

高氏權同聽政と立太子進擬の二點については、『長編』は元祐本『實錄』に據った。高氏の哲宗襲稱これに續く佛經宣示を、李燾は三月一日（甲午）に繋げる。これも元祐本の踏襲であることは「辨誣」に據り、確かめられる。「辨誣」卷一第四段は、南廳聚議を含む二百八十三字を刪去するに際し、『實錄』及び『會要』等書」と『曾布手記』を引く。前者所引部分が甲午における、哲宗を襲稱する高氏宣諭これに續く佛經宣示である。「實錄」は元祐本以外ではあり得まい。元祐本は章惇『時政記』を、踏襲した如くではある。だが後者『手記』所引部分は、「建儲之際大臣未常啓沃、太皇太后内出哲宗手書佛經、宣示執政、遂令草詔」——劉安世上奏第三項——である。本來矛盾する『實錄』等と『手記』を、論據として並列した以上「辨誣」は、兩者の間に矛盾を認めていない。三月一日宣示を立太子追認と理解したのであれば、『手記』との並列はあり得まい。所引『實錄』を、安世第三項と同じく高氏策立の事例と、「辨誣」はみなした。所引『實錄』も范祖禹の撰述に係るであろう。諫官でもある祖禹が劉安世・梁燾と、高氏「定策」をめぐる認識を共有していた可能性は、高い。恐らく祖禹は立太子進擬の前後を問わず宣示を、高氏における哲宗擁立「先定」の證據とみなした、あるいはみなす必要があった。文字のうえで章惇『時政記』を踏襲しても、宣諭を経た元祐本における宣示には、新たな意味が附與され、范冲『辯誣』はこれを繼承したのである。ただ三月一日に宣示を繋げた場合、「先定」の説得性は、脆弱である。「辨誣」はこれを補強すべく敢て、元祐本と『手記』とを並列させたとも考えられる。いうまでもなく宣示は、高氏が公的に宰執と接觸し得る權同聽政以後でなければならぬが、佛經は二月末日以前に準備されたであろう。ただしそれがただちに「先定」を意味はすまい。佛經は哲宗立太子が實現——顥登極が挫折——した場合に備えた、保険であり得る。特に高氏が次代皇帝の母であるよりは、自身を頂點とする垂簾制を志向した場合、哲宗への支持——顥擁立の斷念——の表明は、準備されなければならぬ（『長編』卷三五二／三）。

## 結語にかえて

王鞏『隨手雜録』は、「定策」僭稱を以て高氏に確を斷罪させたのは、梁燾をはじめとした諫官であるという。知河陽邢恕が確「定策」を稱道していると燾が傳え、他の諫官とこれを糾弾するや、「詩」告發以後冷静であった高氏が「初めて怒」り、斷罪を命じたという。この諫官のいわば説得工作を鞏は、「分析未上の間」とする。李燾は確の「分析（辯明）」を五月九日（戊辰）に繋ける。工作は五月初の「御寶批」以後、九日以前に行われた。かくて「詩」における誣謗という確の訴因に、「定策」僭稱が加えられ、十二日責詞「太母立孫」に至った。高氏における「定策」僭稱の比重が増大した故に、「得其實」という『門下省時政記』への評價は、放棄されなければならなかった（『長編』卷四二六／七／一一）。

當時の諫官のうち劉安世と梁燾は、河北閩（朔黨）の「領袖」とよばれる。諫官でこそないが二度に涉り確の責詞を草した王巖叟も、「領袖」に数えられる。三者の背後には執政官（中書侍郎）劉摯の存在を、想定し得る。文彦博英宗「定策」論難の際、共同で上奏した事實にみるように巖叟は摯の、政治的半身といえる。早く元豊最末宰相蔡確を弾劾した摯は、「定策」僭稱を訴因のひとつに擧げるが、「詩」告發直前の三月にも確復歸と「定策」僭稱の危険を論じている。注目すべきはいずれの奏でも哲宗立太子を、高氏が宰執に指示——「宣諭」「宣示」——したとする点である。<sup>23</sup>巖叟所草責詞「太母立孫」と通底する。摯も「領袖」のひとりである。燾の女が巖叟の妻であり、安世の子が韓忠彦の女を娶っているのは、朔黨内の婚姻関係であるが、諫官范祖禹（蜀人）も忠彦の姻族であり、吳安詩（閩人）も忠彦の妹を娶っている。安詩は確が主導した「相州獄」において窮地に陥った神宗朝の宰相充の子、その諫官就任は「詩」告發直前である。「車蓋亭詩」一件が、摯を中心とした朔黨の作爲であると疑い得る所以である。因みに忠彦は、確處分に合意せぬ故に解任された王存に替わり、執政官（尚書左丞）となった（『邵氏聞見録』卷一三、『長編』卷四二三／八／一四、同卷四一五／一〇、同卷四二四／六、同卷四二九／六）。

諫官等と高氏は恐らく、垂簾體制の維持・延命を至上命題とすることで、合意に達した。その故に高氏は、章惇『時政記』を容認する立場から轉向した。蔡確の復歸は體制の危機である。その「定策」僭稱が直接體制を脅かすからである。宣諭 h・h は確が



復歸すれば——その「定策」ゆえに——哲宗はこれを、制御し得ぬというが、哲宗が確を制御し得ぬ危険とは、高氏が哲宗を制御し得ぬそれにほかなるまい。諫官等の論は以下のようにも忖度し得る。「詩」における誣謗のみを訴因とすれば、重刑を期し難い。官界から排除するに足る重刑を科すためには、僭稱を主な訴因として斷罪する必要がある。ただ確排除後も危機は解消されずむしろ、日日深刻化さえする。哲宗が成長し還政が、漸次現實性を増すからである。哲宗は體制のいわば敵對物である。「定策」故に確を哲宗が制御し得ないならば、「定策」した高氏も制御し得ない。高氏は哲宗を制御し得る。「太母立孫」が確「定策」の反證とされる必然性はここに在った。「太母立孫」——高氏「定策」——はすでに劉摯等一部の論ではなく、王言である。確排除後も君主公認の「事實」として、遺<sup>24</sup>る。

章惇『時政記』を批判する范祖禹上奏から推せば、高氏と諫官等の合意の契機は、「御寶批」における「得其實」であろう。高氏に該『時政記』を送付した提舉實錄（首相）呂大防は、實錄院に「御寶批」「所批事實」を關送してもいる。大防の『時政記』送付は修史業務の一環であるにしても、五月初という時期からして、確「定策」をめぐる高氏見解の、打診でもあり得る。高氏の『時政記』容認、例えば立太子進擬における三省・樞密院「面奏」のそれを、祖禹——および他の諫官等——が許容し得ぬ故に、九日以前の説得ついで合意に至ったと考えられる。確斷罪實現のためには諫官等は、いずれかの段階で高氏との合意を、獲得しなければならぬ。大防の送付はその機會を提供した。大防と劉摯および諫官等との、合作を疑い得る<sup>25</sup>。

例えば諫官人事から推して四月五日の確告發以前から、垂簾體制延命のために確排除を期す、一貫した構想の存在を想定し得る。かかる構想は諫官を前面にたて、高氏の合意と轉向を獲得した。確「定策」を否定し僭稱斷罪を正當化する宣論は、高氏の自發的所信表明であるよりは多分に、諫官等の教唆が然らしめたであろう。元祐『時政記』を介して『實錄』に記載さるべき宣論は、構想の一階梯であるとみなし得る。確斷罪の正當延いてはその根據たる高氏「定策」は、哲宗死後の『實錄』もさることながら、まづ編集中の『神宗實錄』を以て權威づけられなければならない。王珪立太子進擬を伝える『長編』——「王珪言云云」——に、少なくともその痕跡を認め得た<sup>27</sup>。

注

- (1) 當該期蔡確を彈劾した諫官は、劉安世・梁燾・吳安詩・范祖禹の四名である。安世の右正言就任は元祐三年正月であるが、安詩は四年三月二十二日(乙巳)に右司諫となつてゐる。知澗州梁燾は同年二月八日(己酉)右諫議大夫を發令され、四月五日(乙巳)延和殿に對してゐるから、この直前に著任したと覺しい。發令以後著任以前燾は知河陽邢恕と會見してゐる(恕は三月二十六日依然遭喪を以て河陽を去つてゐるから、會見は遭喪以前である)。燾の諫官發令は同月末の確復權——觀文殿學士授與——を豫期した故の措置であり、恕との會見は確黨からの情報収集であつたと考えられる。◇頁參照。祖禹の右諫議大夫就任は五月二日(辛未)である(『長編』卷四〇八/一八、同卷四二四/六、同卷四二二/二、同卷四二五/一、同卷四二六/三)。
- (2) 「辨誣」は范祖禹の子冲の所撰である。『玉海』卷四八「紹興重修哲宗實錄」に「神錄」有「考異」「哲錄」有「辨誣」、皆出范冲一手」とある。
- (3) 官制改革後秘書省國史案が「日曆」「時政記」等を掌つた。「著作佐郎邢恕言」「未改」官制史館掌修撰「國史」「實錄」之事(中略)昨以官制罷主判、則掌「國史」「實錄」修纂「日曆」、諸司關報、「時政記」竝歸秘書省國史案(中略)詔「自今後諸司關報文字並稱秘書省國史案」「時政記」「日曆」事非編修官不與」(『長編』卷三五〇/二、三)とある。北宋最末の楊時上奏に「所幸紹聖(元祐)中所修「時政記」具在秘書省國史案猶可考也、(中略)伏乞下秘書省國史案、取索元祐「時政記」、一賜觀覽、足以具見事實云云(『長編』卷三五二/一五、一六)とある。時は「時政記」の存在は知つてゐた。宣論については(13)參照。
- (4) 「舊錄」は大觀四年(一一一〇)四月、『新錄』は紹興八年(一一三八)九月成書(『玉海』卷四八「紹興重修哲宗實錄」)。
- (5) 後出高氏「所批事實」に據れば、「事大」の下に、「不宜固辭」を補うべきである。
- (6) 「開許」二字は「舊錄」確傳「辨誣」其の間に云う云云に據り、補つた。
- (7) 諫官の確「詩」彈劾は、彈劾に消極的な次相范純仁、執政官王存、中書舍人彭汝勳、中丞李常以下御史臺構成員を炙り出す効果を有つた。純仁・存・汝勳は確斷罪後に解任されたが、常等は確の第一次處分(分司南京)以前の、五月四日に罷免されている(『長編』卷四二九/一、同卷四二七/一五、同卷四二六/五)。
- (8) 翌々年の高氏宣論には「蔡確不爲渠吟詩謗讟、只爲此人於社稷不利、若社稷之福、確當便死云云」という(『長編』卷四六四/一五)。
- (9) 『神宗實錄』元祐本は元祐六年三月、紹聖本(朱本)は紹聖三年(一一〇九)十一月、紹興本(新本)は紹興六年(一一三六)正月成書(『玉海』卷四八「元祐神宗實錄」「紹興重修神宗實錄」)。
- (10) 元豐八年四月以前三省と樞密院の聚議は、樞密院南廳で行われ、以後は都堂が用いられた。「密記」、自來樞密院與三省議事、並會於南廳、欲依例開便門、與中書省相通、赴都堂議事云云(『長編』卷三五四/七)。
- (11) 『記』において續は自身を、「與王珪・蔡確同預顧命者」というが、何を以て顧命とするか明らかではない。珪・確が宰相であり自身が樞密の長(知院事)であつたと、いうに過ぎない。
- (12) 元祐五年十月三省・樞密院が、樞密院の司法權問題につき聚議・進擬した際、中書侍郎傅堯俞が簽書した例、「後數日堯俞又入筭子云「都堂聚議臣實不知

略加究詰必見詣實」然殊不言及曾發書文字〔傍點引用者〕など〔舊稿「宋元祐三省攷——調停」と聚議をめぐって——〕、「東北大學東洋史論集」第九輯、二〇三頁。

- (13) 後出「中外舊事」は「王文恭公(珪)薨時、舉朝名士挽詩、皆以立子之功歸之、當時無異論也」といい、珪の功を認めた挽詩として章惇のそれを舉例する。(3) 楊時上奏は「是時王珪首建大議請立延安郡王爲皇太子、餘人無言者、退批聖語在中書、仍關實錄院、衆臣簽書、本末詳具〔中略〕則當時所批聖語在中書者、必無遺矣云云」といい、宣論(聖語)に據り珪の功を認める。「聖語在中書」とは對三省宣論であろう。時は國史案『時政記』の存在は知っていたが、宣論は畏われたとみなしていた。對三省宣論が中書省に在ったのは、宣論當日の『三省時政記』擔當者が、中書侍郎劉摯であった故であろう。宣論の際呂大防は「建儲」に關わる「文字畫在中書、仍關實錄院編記分明」という。元豐の「文字」も摯『時政記』のために事前に、中書に送られたであろう。宣論自體が「神宗實錄」を視野に置いたことを窺わせる、發言でもある。
- (14) 「大觀四年四月二十九日命鄭久中等修『哲宗正史』、政和二年四月三日帝紀成、四年五月二十二日進『哲宗正史』帝紀・表・志・傳・目錄二百十卷〔玉海〕卷四六「淳熙修四朝志」とあり、李燾注所引邵溥上奏に、「政和間蔡京因王珪以沮鄭居中之爲相、故命史官述哲宗之紀云云」、徐秉哲上奏に「臣又聞蔡京所以助懋成誣罔之言〔中略〕其意蓋在於鄭居中云云」とある〔長編〕卷三五二／一七。
- (15) 安世奏はさらに元豐八年十二月侍御史劉摯奏「況先帝進藥既久、太皇太后陛下聖志前定、先已宣諭執政以建儲之事、則天下順道太皇太后階下實行之矣、顧確等輩奉詔命而已、何策之定哉云云〔傍點引用者〕〔長編〕卷三六二／一五、一六」に由來するであろう。摯は福寧殿の當事者ではない。その主張はあるいは傳聞した佛經宣示の擴大解釋であり得る。同様の主張は元祐四年三月の摯上奏にもみえる。66頁參照。
- (16) 「哲廟實錄」は確の新州安置發令を高氏宣論の結果とする。『新録』が兩者を五月十八日(丁亥)に繋げた故の混亂か。
- (17) 燾は京西提刑の時得た傳聞の確認を、知陽陽邪恕に求めた、高氏が直接神宗に哲宗の「轉官」を求めた、が傳聞の内容である(高氏は太子と明言するのを憚り「轉官」といったと燾は注釋する)、恕は自身もこの説を知ると應え「當時十日以前太皇於宮中大計已定」といい、「旬浹以前大計已定」とのべた「書」が、宮中に在るともいった。概略以上が燾の提供した情報である。
- (18) 確の分司南京發令に際し中書舍人彭汝勳は、詞頭を封還し草制を拒否(王巖叟所記に據れば、封還せず別に一狀を爲り之を論じ稱疾謁告歸第)したため、起居舍人巖叟を特に權中書舍人として草制させた〔長編〕卷四二七／一、同卷四二九／二。66頁參照。
- (19) 祖禹は元祐三年五月段階ですでに實錄院檢討官であるが、修撰は檢討官よりは實錄院における上位であろう〔長編〕卷四一〇／二。
- (20) 忠彦上奏を同條に繋げた元祐本——およびこれに做った紹興本(新本)——に李燾は批判的であり、忠彦奏を削去した紹聖本(朱本)に従っている。〔墨本於此下便載韓忠彦元祐二年三月所上章、朱本削去、新本復存之、案編年法、當以事繫日、則忠彦章自合載於元祐二年三月、不必遽見於此也、今從朱本(傍點引用者)〔長編〕卷三〇九／九〕がそれである。
- (21) 祖禹九月四日奏は、宣論當日あるいは遅くともその三二日後には、宣論は「樞密院時政記」に記録され得たとする。〔臣竊詳安燾自五月二十二日親聞聖諭即合以其日記錄付時政記房、就使未可、亦不過三二日間可以了畢云云〕がそれである。
- (22) 『宋末文』卷二二四二范祖禹二八は「長編」に據り、祖禹九月一日第二奏を「再乞將聖語付史官奏」として採るが、末尾「二處照修、乃可傳信」に「及樞密院關送聖語實錄院」と續ける。「及」以下はいうまでもなく李燾の語である。
- (23) (15) 參照。

(24) 諫官等の論がこのように哲宗に關わつた場合、記録は遺され難い。『哲宗實録(新録)』における「臺諫彈劾」等の李燾の所謂「泯沒」は、あるいはこれに由來するか。41頁參照。

(25) (13) 參照。

(26) (1) 參照。

(27) 元祐本「草卷」は四年十二月には完成していた。「中書省言、提舉實録宰臣呂大防奏」、『神宗皇帝實録』今來已成草卷云云(『長編』卷四三六/九)がそれである。

## 高氏延和殿宣諭 ——宋蔡確「車蓋亭」案之一側面——

熊 本 崇

北宋元祐四年（1089）發生的“車蓋亭”案，導致新法黨與舊法黨對立，是宋代政治史上的重大事件。之所以言其重大，是因新法黨中曾任職宰相的蔡確，受到了在當時應稱之為極刑的處分（英州別駕，新州安置）。

蔡確被處分后不久的同年五月二十二日，宣仁太皇太后高氏於延和殿宣諭宰執，從一方面來看，此宣諭被認為是該案的結案宣言。然而，在對其進行探討的過程中，却浮現出幾點疑問。

1. 針對蔡確“車蓋亭”詩的吳處厚告發，及之后諫官對蔡確的彈劾上奏，雖始終均以其詩中對宣仁高氏的誹謗為主要訴因，但宣諭却將蔡確對哲宗“定策”的僭稱視為比“詩”更為嚴重的訴因。

2. 同年五月初，在高氏所下發的針對元豐八年春季《門下省時政記》的意見（御寶批）中，認為該《時政記》“得其實”。而此《時政記》中記載，蔡確是進擬哲宗立儲的宰執中的一員。盡管“御寶批”對蔡確曾參與進擬立儲予以承認，但同月二十二日的宣諭中，高氏却將其參與立儲之事全盤否定。

3. 吳處厚告發蔡確之后，對其調查彈劾主要由諫官負責，尤以梁濤和吳安詩兩人。然而他們的就任，却是在吳處厚告發（四月五日）前不久。

筆者將以上文所述三點為線索，試對“車蓋亭”案的本質進行全面闡述。